

平成31年第 1 回上峰町議会定例会会議録

平成31年 3 月 7 日 （木曜日） 本会議 5 日
 会期 16日間 委員会 4 日
 平成31年 3 月22日 （金曜日） 休 会 7 日

平成31年 3 月 7 日第 1 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第 1 日）			
出席議員 (10名)	1 番 鈴 木 千 春	2 番 大 川 徹 也	3 番 原 直 弘
	4 番 吉 田 豊	5 番 田 中 静 雄	6 番 原 田 希
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 寺 崎 太 彦
	10 番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総 務 課 長 高 島 浩 介	まち・ひと・しごと創生課長 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	住 民 課 長 福 島 敬 彦	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 小 野 清 人	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 矢 動 丸 栄 二	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 平成31年 3 月 7 日 午前 9 時30分開会（開議）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 教育長の教育方針
- 日程第 5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第 2 号～議案第18号)
- 日程第 6 議案審議
議案第 3 号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 特別職の給与条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 9 号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第10 議案第10号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第11 議案第11号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第12 議案第12号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第13 議案第13号 平成31年度上峰町一般会計予算
- 日程第14 討論・採決

午前 9 時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は平成31年第 1 回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成31年第 1 回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第 1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3 番原直弘君、4 番吉田豊君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より3月22日までの16日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（中山五雄君）

日程第3．町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

平成最後の施政方針として町を代表し新年度に臨む私の所信と予算概要と施策についてここに申し述べます。

1 所信表明

本年4月30日、今上陛下が御譲位され、新天皇が翌5月1日に御即位されます。歴史の重要な一局面である御代替わりが近づいています。明治、大正、昭和、平成…。私たちのこの“まち”はその時代に併せ施策を講じ着実に発展してまいりました。

明治初期、550戸だった集落の人口は2,912人。村制施行を契機に堤村、江迎村、前牟田村が坊所村と合併し上峰村が誕生しました。戦前は約3,000人だった人口も、戦後は約4,500人と人口が増加していきました。さらに昭和40年代からは鉄道や高速道路の整備がはじまり、人口は約5,000人となり、以降、元気な時代が訪れます。公共事業と企業誘致がその要因です。目に見えて道路がよくなり、町内にも工業団地ができ、様々な業種の企業の工場が立地し、昭和50年には約6,000人、昭和60年は7,000人を突破し、経済規模が伸び産業が活性化し雇用が生まれる好循環ができました。以降、村は「農工併進」を掲げ、働く場を整えることで人口が伸び続けていきます。

平成の時代は人口のピークと急速な人口減少のはじまる時代でした。合計特殊出生率は三神地区で周辺を圧倒する状況ですが、平成の30年間で1.84から1.71まで落ち込んでいます。人口も平成15年には9,000人を突破し、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を大きく上回り、平成30年は9,577人で4年連続自然増が確認されているものの、高齢化率は平成12年（2000年）の16.5%から平成32年（2020年）推計で26%へと上昇する見込みです。これから自然動態と社会動態に大きな変化がうまれます。生産年齢人口の減少と老年人口の増加により社会的扶養負担を増大させることが予見され、自治体経営は大きな転換点を迎えています。

このため、これからのまちづくりにおいては、交通インフラ整備に工場誘致という旧来の発想は通じないことを直視し、人口と税収の減少や、行政があらゆる公共的サービスを提供することには限界があることを前提に、あらゆる分野において多様な主体が公共的サービスの担い手としての協働活動が求められてまいります。すなわちそれは、社会の連帯を強めるために住民の力を強くし、公益法人、NPOや地域コミュニティ、消防団など各種の中間団体や地域の事業者を育てていくことです。

域内の経済循環を拡大するためDMOが中心となり、交流人口のターミナル拠点を整え、DMCや住民が中心となりスマートシティを構築し、PPP/PFI手法の導入で民間主導の取り組みを増やし行政への依存を減らす。まさに、総合計画に掲げた「飛躍」「共生」「協働」の視点で物事を加速化させていくことにほかなりません。総合計画の仕上げに向けて、底力を発揮し、理解しあい、力を合わせることで人口10,000人を目標に上峰町が「ホップ・ステップ・ジャンプ!」と勢いよく大躍進するために、踏込みを強くする町政運営に努めてまいる所存ですので、一層のご理解とご協力をお願い致します。

2 予算概要

○平成31年度予算の考え方

次に、平成31年度予算について申し上げます。編成の基本的な考え方として、限られた財源を計画的・効果的に配分することを基本に編成しております。また、先に策定した健全な財政運営に関する条例を基に、積立基金や起債発行額を意識した予算編成を引き続き継続しております。予算編成方法については、効率的な行政経営を目指し内部努力による経費節減を念頭に予算編成を行いました。町債については、平成29年度決算時点で実質公債費比率13.6%となり起債許可基準を下回り、今後も低減していく見込みではありますが、臨時財政対策債及び長寿命化債を活用するなど、町債発行の抑制は継続します。予算規模はほぼ前年度並みながら、教育施設やインフラ整備はもとより、新たな公共交通システムの運用経費など新規事業も織り込んでおります。

平成31年度当初予算の規模は、

一般会計	11,190,470千円
特別会計	
(国民健康保険)	938,740千円
(後期高齢者医療)	103,300千円
(土地取得)	10千円
(農業集落排水)	558,600千円
全会計の合計で	12,791,120千円となっています。

前年度当初予算との比較では、

一般会計	96.9%
特別会計	100.0%

合計では 97.2%となります。

一般会計の予算額は、総額11,190,470千円（対前年度96.9%、363,500千円の減）で、前年度より若干減少しました。

次に、一般会計の歳入歳出の概要を申し上げます。

まず歳入ですが、町税全体では対前年度107.7%、103,000千円増の1,441,000千円を計上しています。

固定資産税は、新築軽減終了、太陽光パネルの償却資産の特例期間終了などの要因が重なり、対前年度108.2%、54,900千円増の727,900千円、大手企業の業績回復が見込まれる法人町民税が、対前年度126.3%、42,000千円増の202,000千円といずれも増収の見込みです。個人住民税413,000千円、軽自動車税30,000千円とそれぞれ前年並みの税収が見込まれます。たばこ税も昨年から段階的に増税していることで、対前年度110%、6,000千円増の66,000千円の見込みです。

国県支出金は、対前年度99.6%、3,670千円減の814,330千円とほぼ同規模が見込まれます。地方交付税は、772,750千円を計上しております。うち普通交付税が662,350千円で、30年度実績691,930千円との比較で4.3%減となりますが、近年の町税収入の堅実な伸びを反映したものです。特別交付税については国が策定した地方財政計画を参酌し、豪雨災害等、被災地への優先配分等を考慮し110,400千円を計上、前年当初比9,600千円の減額としております。町債は、臨時財政対策債と町道補修関係で長寿命化債を予定しており、合せて187,970千円を計上しました。また、ふるさと納税寄附金は、前年度と同額の40億円を見込んでおります。

一方歳出では、義務的経費に対前年度102.8%、55,000千円増の2,010,000千円を計上しました。少子高齢化の進展や社会構造の変化に伴い、社会保障関連経費を中心に扶助費が増加傾向にある一方、公債費負担は着実に減少しています。投資的経費については、小中学校のトイレ洋式化、小学校北校舎空調設備改修、町道等の改良、維持補修など、教育施設関連や道路改良にかかる経費が増加、対前年度112.4%、38,000千円増の345,000千円となりました。その他の経費では、対前年度95.1%、457,000千円減の8,835,000千円を計上しましたが、この内ふるさと納税関連では、返礼品調達経費など抜本的な見直しにより、前年当初比528,000千円の節減を行っています。

3 主要な施策について

○ 主要な施策について

平成31年度の主要な施策について、申し述べます。「上峰まちづくりプラン」後期分野別計画の施策体系に沿って、公約に関する取組み事業も含めて、新たに取り組む施策を中心に、その大要を申し上げます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

①環境・エネルギー

■地球温暖化対策の推進

防犯灯のＬＥＤ化を推進するとともに、引き続き職員の意識改革や電力消費量の節減（不必要な照明の消灯、クールビズやウォームビズの実施、エアコンの設定温度の調整）を継続し地球温暖化対策に努めてまいります。併せて、新国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の広報・ＨＰによる啓発を積極的に推進してまいります。

■再生可能エネルギー施策の推進

町民自らが、再生可能エネルギーの利活用による温室効果ガスの削減に取り組み、地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む環境にやさしい町づくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を継続していきます。

■自然保護・環境保全活動の促進

環境衛生被害の軽減と動物愛護の観点から平成30年度より行っている「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術」の助成を継続し、将来的に不幸な猫の繁殖を抑え住民と飼い主のいない猫との共存を図っていきます。

■公害等の未然防止

目達原飛行場周辺における騒音について、現在３箇所で測定を行っていますが、今後も国による適切な防音対策が図られるよう要望を行います。また、公共用水域の水質保全のために、水質検査を工場排水年４回６箇所、河川水水質検査年２回１８箇所、地下水のトリクロロエチレン類第３物質検査年１回５箇所で行い、未然防止に努めていきます。

②ごみ処理等環境衛生

■ごみ収集・処理体制の充実

現在稼働中の、鳥栖・三養基西部環境施設組合のごみ処理施設の設置期限が平成35年度までとなっていることから、次期ごみ処理施設建設のあり方につきまして協議を重ね、建設予定地を鳥栖市真木町にある鳥栖市の旧ごみ処理場跡地に決定されました。その後、法律に基づき、予定地の土壌汚染対策の調査を実施されましたが、汚染区域が確認され、現在建設予定地内での計画変更を協議しているところです。また隣接する地区の方達より反対の民事調停の申立てが行われている実情もありますが、佐賀県東部環境施設組合事務局を構成市町の拠点としまして、弁護団を立ち上げ、解決に向け協議を重ねております。

■３Ｒ運動の促進

講習会や家庭用生ごみ処理機（生ごみ電動処理機／生ごみコンポスト）購入補助を通じ、町民や事業者のごみを出さない生活様式への転換を促してまいります。また、広報啓発により資源ごみの分別による３Ｒ活動を促進していますが、町民の皆様の資

源ごみに対する意識の向上、さらに分別に対する精度の向上により、資源ごみも増加の傾向にあります。このことを踏まえ、拠点回収用の資源ごみ専用ネット袋の増数、更には家庭内資源ごみ分別を助長するため、廃プラ・ペットボトル回収専用袋の作成等も検討していき、将来に向けた「リサイクル環境づくり」を推進していきます。

■不法投棄の防止

山間部や河川等への不法投棄を抑止するため、不法投棄防止看板の設置、或いは防止ポスター等での啓発等を継続してまいります。また、各地区の環境美化推進員と連携してまいります。

③上・下水道

■給水体制の維持・充実

上水道への加入促進につきましては、佐賀東部水道企業団と連携し、企業団だよりや町広報紙等を活用して、安全性の高い上水道への加入啓発を行います。佐賀東部水道企業団管内の水道管は全体の約50%が昭和40年代から50年代に埋設されたものであり、老朽化が進んでいます。平成28年度に策定された管路更新計画が予定通り進捗し、水道水の安定供給はもちろんですが、安全供給とともに今後の水道料金の値下げにつきましても要望をしていくよう努めていきます。

■下水道施設の適正管理

下水道施設は、住民生活に密着した重要なライフラインのひとつであるため、今後処理施設・管路施設の機能の保全と長寿命化に向けて、老朽化した施設の更新及び人口の増加に伴う処理施設改修など、最適整備構想計画に基づき進めていきます。

■下水道施設の円滑な運営

維持管理につきましては、包括的管理業務委託による適正かつ効果的な施設管理を行っており、更なる下水道事業の円滑な運営に努めます。また、処理施設整備事業等に充当した起債の償還関係では、より低金利での返済に向けて積極的に借り換え等を行い、効率的な運営を進めていきます。

④公園・緑地

■公園施設・設備の整備充実

公園等については、樹木伐採等の業者発注とともに、地元地区のご協力もいただきながら、引き続き、適正な維持管理に努めていきます。また、鎮西山いこいの森については、町民の憩いの場であることに加えて、町外からの誘客が可能な観光資源としての活用が必要と考えており、平成30年度に発注した実施設計を踏まえ、補助金申請にかかる関係機関との折衝を進めるなど財源確保に努力することに加え、整備に向けた実効性を確保していきます。

■緑化の推進

緑の基金の活用と地域住民や住民団体の皆様による緑の愛護活動を進め、公共施設内・外で、緑や花に触れる機会を増やし、精神衛生の向上に努めます。

⑤交通安全・防犯

■交通安全意識の高揚

警察署や交通安全協会等との連携のもと、運転免許保持者講習会や小・中学校における交通安全教室など、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた効果的な交通安全教室や啓発活動を推進するとともに、地域ぐるみの交通安全運動（春・秋）を展開し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。特に、近年事故に関連する割合が高くなっている高齢者を対象とした効果的な取り組みを推進します。

■交通安全施設の整備充実

国・県道の安全な道路環境の整備及び県道へガードパイプ等の安全施設の設置を昨年に引き続き要請していきます。また、町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を随時実施するとともに、通行危険箇所へのカラー舗装の施工、監視・点検等を実施します。なお、景観条例制定後は交通安全施設のカラーコードの統一化に対応してまいります。

■防犯意識の高揚

警察署や防犯ボランティア団体等との連携のもと、広報紙やホームページ、防犯だより等を活用した効果的な啓発活動を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚に努めます。

■地域ぐるみの安全環境づくり

子ども110番の家や青少年サポーターによる防犯活動の充実促進、保護者等による小学校内の巡回、商工会や議会などの各機関やK S S Pをはじめとした地区によるパトロール活動、町やN P O法人所有の青色防犯回転灯付自動車による連携したパトロールの実施など、地域ぐるみの安全活動を進めます。また、夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、防犯灯の設置を計画的に推進します。

⑥消防・救急・防災

■常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、研修・訓練の実施による職員の資質の向上や救急自動車・消防自動車等の施設・設備の計画的更新を図り、鳥栖・三養基地区消防事務組合による常備消防・救急体制の充実を図ります。平成30年度は、薬剤等の散布により消火活動等を実施する「化学消防ポンプ自動車」及び心電図等の高機能機器を搭載した「高規格救急自動車」を最新鋭の車両に更新しました。また、本年3月17日には、上峰町において、県内の消防関係者が一堂に集う「第65回佐賀県消防大会」が開催されます。本大会は、消防防災に功労のあった消防機関及び消防関係者等の功績をたたえるととも

に、防火防災意識の高揚を図り、消防力の充実強化、火災予防、災害の防止に努め、県民の期待と信頼に応えることを目的とするものです。

■消防団の充実

来年度は、消防団員確保対策事業補助金を活用し、団員募集のPRを兼ねたTシャツを整備し、団員の研修等で活用を図る予定です。また、引続き、団員の資質の向上、団員報酬の引き上げを検討し、老朽化した消防格納庫等の施設・設備の計画的更新を図り、消防団の充実を促進します。

■消防水利の整備

消火活動及び初期消火における迅速な対応を図るため、随時、必要箇所に消防水利（消火栓の計画的な整備）を拡充していくよう努めます。平成28年度2基、平成29年度5基、平成30年度4基の消火栓を整備し、本年度末現在127基の消火栓及び54基の防火水槽を設置・運用を行っているところです。

■火災予防の徹底

火災予防につきましては、消防団防火訓練、秋・春季火災予防週間、年末警戒等により、広報・啓発活動の推進等を通じ、町民の防火意識の高揚を図ってまいります。

■防災・減災体制の強化

昨年12月、気象庁にて「防災気象情報の伝え方の改善の方向性と推進すべき取組」がまとめられたところです。これには、市町村における避難勧告等の発令判断を支援する取組として、気象庁防災対応支援チームの体制強化、地域の実情に応じたきめ細かい気象解説を行う予報官の配置、市町村職員等が防災対応を実践的に学習できる気象防災ワークショップの活用促進等が盛り込まれています。本町においても近年相次ぐ大雨等による災害を踏まえ、気象庁のプログラムを積極的に活用しながら、住民の防災気象情報等に対する一層の理解促進に努めてまいります。また、引き続き「自分たちの地域は自分たちで守る」といった地域に根ざした、自主防災組織の支援に努めます。全国瞬時警報システム（Jアラート）につきましては、平成30年度に新型受信機の導入を行い、受信から自動起動までの処理時間の大幅短縮、音声出力機能等の伝達情報の充実が可能になりました。次に、基地についてです。本町に所在する目達原駐屯地は、昭和29年に創設され、現在は、西部方面隊の兵站基地並びに航空基地として県内に所在する唯一の駐屯地となっています。平成28年6月には「災害時における連携に関する協定」を締結しており、昨年本町にて開催した鳥栖三養基消防総合訓練には、ヘリ隊及び救助隊にも参加いただきました。今後も各種訓練や意見交換を重ねながら、更なる関係構築に取り組んでまいります。また、昨年2月に神崎市で自衛隊機が到着する事故があり、1年が経過しました。基地所在町として、国に対し今後も原因の公表を要求していきます。

2. だれもが元気になる健康・福祉のまち

①保健・医療

■保健事業推進体制の充実

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の見直しを行い、本町の健康課題に即した疾病予防・重症化予防対策を進め、PDCAサイクルによる保健事業の展開を図ります。また、地域性を踏まえた保健事業を進めるため、医療機関との連携等により、本町における健康課題の分析に努めます。また、住民基本情報と連携した健康管理システムの運用により、各種健康診査結果や予防接種履歴等、住民一人一人のデータを一元管理し、効果的な保険事業の実施及び住民サービスの向上に努めます。町民の健康づくり活動と母子保健の充実を統括的に対応するための拠点となる保健センターを、中心市街地に整備するため協議を行ってまいります。

■健康づくり意識の高揚と自主的活動の促進

広報・啓発活動の推進、食生活改善推進員の地域に根ざした活動の支援等により、町民の「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。また、町内の民間事業者と連携し若年からの運動習慣の定着化を図り、医療・介護の給付費の適正化を図ります。また、平成29年度より委託事業により実施しているがんサロンは、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等との連携構築に努め、サポート体制の幅を広げられるよう促進します。

■健康診査・保健指導等の充実

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、受診率の向上に向けた啓発等を積極的に進めながら、特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、脳血管疾患や心疾患・糖尿病性腎症等重症化を予防し、国保医療費の適正化に取り組みます。また、各種がん検診（胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮がん検診・乳がん検診）等の集団検診料金を平成28年度から無料化、子宮がん検診広域化に平成29年度から参加し、受診体制の充実に努めています。平成30年度からピロリ菌検査を導入し、がんの早期発見と健康意識の啓発活動に役立てます。

■母子保健の充実

親の育児不安解消、児童虐待の発症予防に向け、妊娠期からの継続した相談や指導・赤ちゃん訪問・乳幼児健診や相談を実施、母子保健推進員活動の支援を行い、平成30年度からは、育児家事援助を行い子育て支援の充実を図っています。また、平成31年2月から子育てアプリを導入しました。予防接種、健診、各種手続き、子育て支援情報等を発信し、広く住民へ提供することにより子育て世帯の支援を行うものです。不妊治療費助成について、平成28年度から男性不妊治療費に関しても対象を拡充し、経済的負担の軽減を図っています。

■精神保健の推進

精神障がい者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるよう、佐賀県や医師会等との連携のもと、うつ病やストレスなどの心の病に関する正しい知識の普及のための広報活動等を推進していきます。また、医療機関や保健福祉事務所、総合相談支援センター等の関係機関との連携を図り、正しい知識の普及に努めます。

■感染症対策の推進

佐賀県や医師会等の連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種相談支援体制の充実に努めます。乳幼児から高齢者までの予防接種については、国・県の動向をみながら充実に努めます。また、平成29年度から新型インフルエンザ対策推進のため、防護服やマスクの備蓄体制を見直し、緊急時対応に備えています。昨今の風しんの流行については、法令を遵守し定期予防接種として、風しん抗体のない39～54歳の男性を対象に無料で予防接種を実施します。また、妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族を対象とした「妊娠安心風しん抗体検査、予防接種事業」を実施し、先天性風疹症候群の予防に努めます。

■地域医療体制の充実

町民一人ひとりが「かかりつけ医」を持てるよう、佐賀県や医師会等との連携を図るとともに、広域的な視点から地域医療機関の充実に促進します。また、だれもがいつでも適切な診療を受けられるよう、引き続き休日・夜間及び救急医療体制の確保に努めます。

②高齢者支援

■高齢者支援体制の充実

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に着手していきます。

■高齢者保健福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉協議会等との連携のもと、配食サービス、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの貸与、おたっしや便をはじめとした買物弱者支援等の福祉サービスの充実に努めます。65歳以上の高齢者にあん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術料について給付することにより、心身の健康の保持に努めます。また多年にわたり地域社会に尽力されたことに敬意を表し、古希（70歳）、喜寿（77歳）、米寿（88歳）、白寿（99歳）の方々に長寿祝い金を交付します。9月に65歳以上の町内居住者の長寿を祝うために敬老会を開催し、長寿表彰

や金婚祝いをを行います。

■高齢者の能力活用・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブが行うきずなサロン、温水プール等の利用助成、料理教室等の活動支援やボランティア活動の推進、団塊の世代の知識や技術を活用したシルバー人材センターの活用を初め、高齢者の社会参加促進を図ります。

■認知症対策の推進

徘徊高齢者の早期発見や地域での見守り体制の充実を図るため、上峰町高齢者SOSネットワーク事業の支援を行います。また、鳥栖地区広域市町村圏組合に配置される認知症初期集中支援チームの活用や児童を対象に認知症キッズサポーター養成講座を継続して開催し、認知症高齢者の早期発見、予防、重度化の防止、啓蒙啓発に向けた取り組みを進めます。

■介護保険サービスの提供

介護保険による法定給付については、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、要支援要介護認定者に対し、居宅サービス・施設サービスといった保険給付を引き続き行います。

■地域支援事業の実施

高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、介護保険事業による介護予防策として、関係機関と連携を強め、地域支援事業（口腔ケア教室・介護予防筋力トレーニング・転倒予防教室・介護予防3B体操等）を推進します。また、平成29年度より始まった総合事業を活用しフォーマル・インフォーマルサービスの有機的な結合に向けての体制づくりを進めるとともに、国保、健康増進担当とも連携し、医療・介護給付費の適正化に向け、若年者から高齢者に至るまでの運動習慣の定着化を図ります。

③障がい者支援

■障がい者支援推進体制の充実

障害福祉制度内容や利用方法・手順の周知など支援推進体制を充実するため関係機関と、より一層の連携と充実を図ります。

■障がい者理解の促進

障害のある人もない人も、誰もが安全安心に暮らしていけるよう障害に対する理解の促進を図っていきます。また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法で求められる障がい者に対する不当な差別の禁止や障がい者に対する合理的な配慮にむけた取り組みとして、平成30年7月から県が導入した「ヘルプマーク」の啓発普及にも取り組んでいきます。

■障害福祉サービスの提供

身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されることを旨として、居宅での生活を支援する訪問系サービス、日中の活動系サービス、居住系サービス等の利用に対する自立支援給付障害福祉サービス等の提供を行います。また、重度の身体障がい者・知的障がい者に対する医療費の一部助成や自立支援医療費助成、補装具給付事業、在宅の重度心身障がい者に対してタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を交付します。

■保育・教育の充実

障がい児保育における相談機会の充実や特別支援教育における介助員の配置などに配慮するとともに、就学・就労相談や指導をタイムリーに行えるよう努めます。また、経済的負担軽減の観点からは、小・中学校の特別支援学級への就学を行う際保護者等の負担軽減を行います。

■就労支援の充実

「障害者優先調達推進法」の施行により、「上峰町における優先調達推進方針」を定めています。これにより、利用者の平均工賃の底上げを図るため積極的に公共施設に係る公共事業の発注を増やすよう努力します。

■障害者雇用の促進

昨年、国や県において、障害者雇用に関する不適切な運用が発覚したところです。本町においては、適正な運用を行っており、今後も、法定雇用率達成に向けて引き続き努力してまいります。

④子育て支援

■子育てに対する経済的支援

子どもの医療費助成につきましては現在、支給方法を現物給付方式とし対象を高校生まで拡大し助成しております。保護者負担は、通院をひと月一医療機関につき自己負担上限500円を2回まで、入院はひと月一医療機関につき自己負担上限1千円の支払い、そして院外薬局での薬代支払いは発生しません。今後も保護者の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため更なる支援の充実を図ってまいります。家庭等の生活安定・児童の健やかな成長のため、児童手当として所得限度額未満の受給者に対し、3歳未満は月額15千円、3歳から小学校就学前までは第1子・第2子10千円、第3子以降15千円、中学生は10千円を支給し、所得制限以上の受給者については特例給付として月額5千円の支給を継続して行います。保育料については、10月から消費税増税に伴う、幼児教育・保育の無償化制度に向けた法制化に基づいて条例・規則等の改正を行います。無償化の対象としましては、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の

費用。また、保育の必要性がある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象となります。今後、新たな無償化給付における保育の必要性の認定申請等を実施し、10月からの法改正に向けて対応して参ります。

■地域の中の子育て環境づくり

現在建設中であります、ひかりこども園につきましては、3月末までに完全に新園舎への移設を完了し、4月より新体制での保育を開始する予定です。子ども子育て支援交付金の活用による、一時預かり事業及び病後児保育事業については継続して実施いたします。また、現在、小学校体育館2階を利用し直営で行っている放課後児童クラブを4月1日より上峰幼稚園旧園舎へと移し、運営を社会福祉法人へ委託します。平成30年度に実施した保護者へのニーズ調査結果の基礎データに基づき、第2期上峰町子ども・子育て支援事業計画の策定を行います。策定につきましては、関係各課との連携を図りながら子ども・子育て会議に諮り、平成31年度末迄の策定を目指します。

■ひとり親家庭への支援

未婚のひとり親家庭への支援については、国の施策として児童扶養手当受給者に対し手当を17,500円上乘せする形で行う予定です。増加傾向にあるひとり親家庭の経済的・精神的不安の軽減に向け、民生委員・児童委員等との連携のもと、相談・指導等を推進するとともに、各種手当や助成制度の周知と活用を促進します。また、経済的事情又は家庭の事情等により孤食などの課題を抱える者等が、食事及び団らんなどを通して社会との接点を設けつつ共食を推進し、食事を通じた地域における多世代交流拠点の整備を平成29年度から支援しています。子どものみを対象とするのではなく、「子どもも通える多世代交流食堂」として促進を図ります。

⑤地域福祉

■地域福祉を支える多様な担い手の育成

老人福祉センター「おたっしゃ館」の経営をはじめとした社会福祉協議会の運営や、利用者の増加を図るための体制強化等を支援します。また、健康器具等を用いた高齢者の健康づくり支援事業や、社会福祉協議会における公益的事業を引続き支援していきます。

■地域主体の支え合い助け合う活動の促進

高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促進し、地域で支え合う体制づくりを促進します。また、ガバメントクラウドファンディング（GCF）を活用したグループホーム創設を支援していきます。

⑥社会保障

■低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生委員・児童委員、佐賀県及び社会福祉協議会等との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度、資金貸付制度及び生活困窮者自立支援制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

■国民健康保険制度の健全運営

平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営を行えるよう、市町ごとの標準保険税率の提示や事務・事業の標準化・効率化を推進し、制度の安定を図り、町は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っていきます。保健税率・税額については、平成31年度は据え置くこととし、今後は標準保険税率や国保運営状況を見ながら保険税率・税額について検討を進めていきます。国民健康保険制度については、広報啓発活動の推進や医療費通知、後発医薬品の推奨、重複服薬者に対する受診行動適正化指導等を実施し、被保険者の健康管理意識の高揚、適正受診の促進を図り制度の健全運営に努めます。また、国民健康保険制度の広域化後も、佐賀県市町国民健康保険広域化等連携会議などで実施後の状況や課題を佐賀県と20の市町で共有し、引き続き協議していきます。

■国民年金制度の周知徹底

国民年金事務については、引き続き、日本年金機構佐賀年金事務所との連携のもと、住民の皆様がスムーズに手続きができるよう、今後も記録確認、相談業務について同事務所の指導のもと、町広報紙等を活用した制度の周知に努めます。

3. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

①農業

■農業生産基盤の充実

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

「多面的機能支払交付金事業」は、平成31年度が新たに今後5年間の活動計画の認定を受ける節目の年となっており、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の活動を行う20組織の申請に対して、国、県、町からの補助金を各組織に交付します。また、活動の確認は、より正確な実施状況報告書の点検や総会の開催確認を写真、議事録等で実施しています。地域おこしや集落支援のための制度を活用し、地域の巡回・支援等を行います。「県営クリーク防災機能保全対策事業」につきましては、平成31年度事業費30,000千円、事業量約300mを計画されており、その10%の負担を予算に計上しています。農地の鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農家に対し深刻な影響を及ぼしています。平成31年度は、前年に引き続きボランティアによる捕獲実施隊によるわなの設置や点検、捕獲機

管理システムでの有害鳥獣の迅速な処理等の研修を実施し、猟友会との連携を密に行い、捕獲頭数の増加に向けて支援していきます。また、狩猟免許取得等補助金により狩猟免許取得者を増加させ、猟友会、捕獲実施隊での活動を更に充実するように支援をしていきます。あわせて、従来のとおり「鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会」と連携をはかりながら「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、イノシシ、アライグマ用箱わなの購入も行っていきます。

■意欲ある多様な担い手の育成・確保

I C Tを活用した幅広い農業の情報発信に必要な検討を行っていきます。また、将来の地域農業を支える人材を広く確保・育成するため、営農の省力化や低コスト化、農産物の高品質化を実現することができる先端技術を活用したスマート農業の取組を推進し、ドローン等の導入について支援していきます。

■農産物の生産性の向上と農業の6次産業化の促進

水田活用の直接支払交付金（産地交付金）により水田の収益力向上を推進するとともにフォアスを活用しての大豆、野菜等の高品質化と増収についても推進していきます。

②商工業

■商工会の育成

商工会の更なる活性化を図るために指導事業の中で、経営支援サポート事業を支援します。この事業は、商工会会員の中で経営上の課題を抱えている事業者を対象に、専門家を派遣して実践的な指導・アドバイスなど経営課題の解決に向けた支援と販路拡大に向けた費用の一部を助成します。専門家とは、中小企業診断士をはじめとする経営・技術等の専門知識を有し、適切な診断・助言のできる方で申込者の課題解決に適した専門家を派遣することとなっています。また、今後公共発注の在り方もP P Pが主流となっていくことから、地元企業によるコンソーシアム形成力を高めるよう公民連携を進めていきます。

■時代変化に即した商業活動の促進

上峰町総合戦略に基づき、これまで、町の経済の牽引役であったイオン上峰店閉店後の跡地を活用した中心市街地活性化事業の取組みにより、新たな賑わいと人だまりの拠点づくりにP F I事業を活用して取組むことに加え、地方創生を目途とする各種補助交付金を活用すべく、国へ採択審査を申請するなど実効性の確保を図りたいと考えています。また、「自立した持続可能な地域」をつくるため、地域通貨制度導入に伴うキャッシュレス化を普及させ、地域の経済循環活性化に必要な「地域内でお金を循環させる仕組み」を構築します。

■起業の促進

総務省が、ふるさと納税のさらなる活用策として、ふるさと起業家の支援を提唱したことなどを受けて、これまでのふるさと納税の取組みによって得られたネットワークやノウハウを活用しながら、町内への事業所進出、創業や新事業に取り組む事業者等の支援に取り組んでいます。

③観光・交流

■地域特性を活かした観光・交流機能の創出

「鎮西山桜ライトアップ」については、平成31年で8回目の開催となり魅力的な装飾のイルミネーション設置などにより年々多くの来場者を迎えており、桜のシーズンの風物詩として定着しています。また、「かみちゃりグランプリ」につきましても7回目の開催となり町の活性化及び交流人口の増加を図るイベントとして定着してきています。今後も主催されています「まちづくり実行委員会」の運営に対し支援していくとともに、新たな発想で町の発展及び活性化を図るため、地域おこし協力隊の制度を活用し、協働意識を高めていきます。交流拠点の整備としては、中心市街地活性化事業の計画地内に（仮称）道の駅及び地域振興施設を併設整備するべく、引き続き、佐賀県や国土交通省と協議を重ねながら、設置に向けた取り組みを推進していきます。加えて目達原駐屯地に所蔵されている戦時資料などを移管し平和資料館を設けるなどし、遺族会との連携も深めながら商業面だけではなく歴史文化面での付加価値も加えていきます。なお、街並みや景観形成の観点から、景観条例を制定し、公共物のカラーやデザインコードの統一化を推進していきます。

■タウンプロモーション活動の推進

（一社）起立工商協会のDMOとしての機能を高め、町の魅力発信事業として、引き続きトレイルランニングや王将戦といったイベントを開催することなど、観光資源の磨き上げや体験型観光商品の開発・販売促進などに取り組むこととするため、専門人材を招聘し、産業振興と交流人口の増大を図ります。また、DMO候補法人から日本版DMOスタートアップ支援に努めます。

④雇用対策

■雇用機会の確保と雇用の促進

関係機関との連携や、広域的連携のもと、地域雇用開発の促進のための一体的な取り組みを進めるとともに、若者の地元就職やU・J・Iターンの促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。

⑤消費者対策

■消費者生活相談の充実

消費者生活に関する様々なトラブルに適切かつ迅速に対応するため、佐賀県消費者行政推進事業を活用し、消費生活相談体制の充実に努めてまいります。

4. 発展への基盤が整ったまち

①土地利用・都市計画

■適正な土地利用への誘導

無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた誘導を図ります。また西峰地区等への人口増加による町の活力向上を見据え、道路整備の方策等により適正な土地利用と良好な環境の新たな宅地の形成を促進します。

②住宅施策

■町営住宅の適正管理と整備検討

町営住宅の需要に対応するため、坊所団地に駐車場を整備します。また、切通北団地及び西峰団地の火災報知器について、経年劣化に伴う取替を実施します。老朽化した住宅の建替や大規模改修等を検討します。

■公営住宅等長寿命化計画の見直し検討

町営住宅の現状と課題、国の策定方針の改定等を踏まえ、長寿命化計画の見直しを実施します。

■質の高い住環境づくり

旧耐震基準により建築された一般住宅については、耐震診断に対する支援を行います。また、診断の結果に基づき実施する耐震設計及び耐震改修工事についても支援を行います。

■空き家の利活用等の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会を設置し、空家の活用促進及び特定空家の措置等を内容とする空家等対策計画の策定を進めます。

③道路・公共交通

■国道の整備促進

国道34号線の交差点改良と歩道設置については、渋滞の緩和と歩行者の安全確保に向けて、国道事務所と連携を図り、引き続き地元関係者の協力をお願いしていきます。

■県道の整備促進

県道坊所城島線の歩道整備については、町民センターから光洋自動車までの間の用地買収及び改良工事を予定されております。舗装の改修については、状態が悪い箇所を優先的に実施される予定です。県道神埼北茂安線については、加茂交差点から西側の未整備区間の早期着手を要望していきます。県道北茂安三田川線については、無電柱化の早期事業化に向けて進めます。なお、これらの整備促進を図るために県東部土木事務所との連携を密にし、今後とも意見や情報交換等を積極的に行っていきます。

■町道の整備及び長寿命化

特定防衛施設周辺整備調整交付金による事業として、西峰東西3号線及び下坊所東

西線の用地買収に着手します。社会資本整備総合交付金事業については、坊所南北線並びに八枚碇線の用地測量の実施及び橋梁点検を行います。道路維持関係では、公共施設等適正管理推進事業債を利用するなど、舗装路面のたわみ、ひび割れ、ひずみ等の状況を基に住民からの要望を重視し、事故等の危険度や補助金・交付金等の採択状況、用地取得状況、財政状況等を総合的に勘案し、都度、計画を見直し、緊急度の高い路線から補修を実施します。さらに、大雨時に冠水し通行不能となる箇所について、道路の嵩上げなどの冠水対策に着手します。集落環境整備として側溝整備及び交通安全対策としての交差点部へカラー着色などを実施します。

■路線バスの維持・確保

西鉄バス鳥栖神埼線の沿線自治体との連携のもと、利用促進及び維持・確保に向けた取り組みを推進します。

■通学福祉バス（のらんかい）の充実

町民の日常生活を支える通学福祉バス（のらんかい）について、平成31年3月より、更なる交通の利便性向上のため、通学バス、施設間巡回バス、乗合タクシーの新形態による運行へと変わります。平成31年3月24日（日）に新コミュニティバスのお披露目式及び自動運転バスの体験乗車を行い、新しい運行体系について周知を図ります。今後も、移動手段のない高齢者や障がい者の方に、外出機会を創出するために公共交通の提供に努めていきます。

④情報化

■行政内部の情報化の推進

マイナンバー制度に基づく自治体間の情報連携や行政事務の効率化を推進し、住民サービスの質や利便性の向上に取り組んでいきます。

■多様な分野における情報サービスの提供

「町民だよりかみみね」に加え、町のポータルサイトやタウンチャンネル、またSNSを通じて、住民生活の向上につながる情報発信を行います。

■選挙管理システムの導入

本年4月には佐賀県議会議員選挙、7月には参議院議員通常選挙が予定されているところです。民主主義の根幹である選挙権を有権者の皆様が確実に行使できる環境を整備するという観点から、選挙管理システムの導入を平成31年度でお願いすることとしました。投票事務の適正な管理執行はもとより、選挙人の待ち時間の大幅短縮が可能となります。

5. みんなの力でつくるまち

①人権尊重

■人権相談の充実

人権擁護委員の増加や関係機関との連携強化、確かな人権感覚と対応能力を持つ職員の育成を進め、人権相談の充実を図ります。

②男女共同参画

■男女共同参画に関する意識改革の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発・教育を推進します。

■男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

町の審議会等への女性の積極的な登用や、女性町職員の管理職への登用拡大、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。

③コミュニティ

■コミュニティ意識の高揚

地域の自然・伝統文化・農産物等を活用した特産品づくりや体験プログラムの開発の支援などを通じて、地域の自発的かつ自主的な活動を促すことで、コミュニティ意識の高揚を図ります。

④町民参加・協働

■広報・広聴活動の充実

読みやすく分かりやすい広報紙づくりに努めるとともに責任ある言及に努め、ホームページにおける広報活動の一層の充実を図ります。

■情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、法令の定めに基づき個人情報保護に配慮しつつ、情報公開を推進します。

⑤自治体経営

■健全な財政運営の推進

財政健全化法が施行された平成19年度当時、実質公債費比率は23.3%、将来負担比率は211.0%と町財政は危機的状況にありましたが、平成29年度決算時点で実質公債費比率は13.6%、将来負担比率は比率そのものが発生しないところまで回復しています。今後においても経費節減を心がけ、健全な財政運営に努めます。

■人材の育成

人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実や成果主義に基づく人事評価制度の充実・定着化等を進め、地方分権・地方創生の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。平成30年度はLGBT研修会を開催し、性の多様性や人権についての理解を深めました。また、人事評価制度の適切な運用により、人材の有効活用とモチベー

ションアップを図り、更なる組織の活性化に繋げてまいります。

以上、平成31年度の施政方針と主要な施策を述べるとともに、予算について御説明申し上げましたが、これらを成し遂げるにあたっては、議会並びに町民の皆様方のご理解とご支援が必要不可欠であると認識しております。引き続き議員各位のご助言・ご指導をお願い申し上げますとともに、町政運営に邁進する覚悟をここにお誓いし、所信とさせていただきます。ご清聴いただきありがとうございますございました。

○議長（中山五雄君）

これで町長の施政方針は終わりました。

日程第４ 教育長の教育方針

○議長（中山五雄君）

日程第４．教育長の教育方針。

教育長の教育方針をお願いします。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。平成31年度「上峰町の教育」につきまして所信と主要な施策を、上峰町教育委員会を代表し申し上げます。

１ 所信表明

今、我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や技術革新の飛躍的な進化等による社会構造や雇用環境の大きな変化など、予測困難な時代、厳しい挑戦の時代を迎えていると言われております。教育の分野においては、教育委員会制度の改革や義務教育学校の制度化など、教育の根幹に関わる制度の改正や教育の充実に向けた取組が進んでおり、今まさに、新学習指導要領全面実施への円滑な移行を図りつつ、新しい時代にふさわしい学校教育・社会教育の在り方を具体的に求め実現していく必要があります。

これから上峰町では、総合計画の仕上げに向け、「飛躍」「共生」「協働」を原則としたまちづくりが進みます。教育の分野においても、「向上」「協調」「愛町」を柱として、町民の皆様がそれぞれの年齢やニーズに応じたステージで自己実現を追求し、生きがいを求めることが出来る生涯学習・スポーツを推進し、文化行政の質を高めるとともに、子供たちの生きる力を育む学校教育を進めたいと考えます。

中心市街地の再開発においては、様々な角度から御要望もいただいておりますように、図書館や児童館の機能を持った開かれた施設、広く生涯を通しての学びの場や学習スペースの確保、音楽や美術、文化、映像などの交流や情報提供を行える場など、多様なニーズに応える様々な価値を内包した複合施設としてのメディアテイクの具現化を進めたいと考えています。

さらに今季、スポーツ界において上峰町出身の樋口雄太さんが今季よりサッカーＪ１リーグのサガン鳥栖でプレーされるというビッグニュースが飛び込んできました。インタビュー

では、「6歳離れた弟と上峰町中央公園でボールを蹴って走り回った日々が思い出深い」、「上峰町でサッカーをしている子どもたちに夢を与えることができるような活躍をみせたい」と答えていただいていた。今後は運動施設整備においても、中心市街地活性化事業の手法を参考にスポーツパークPFIを活用したフットサル場やサッカー場の整備など、施設整備手法について検討着手していきたいと考えます。

子供たちには、自立とともに社会の変化に対応できるよう、「自ら考え、適切に判断し行動する」社会人としての資質を有することが求められており、そのために、学習指導要領に示される基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、実生活への活用力、他者と協働しながら課題を解決していく力を身に付けさせる必要があります。今後ますます、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながらも有効に連携し合い「知・徳・体のバランスの取れた」生きる力を育むことが肝要です。昨年からスタートした中学校スタディクーポンは、勉強の補充や習い事など一人一人のニーズに合わせて活かせると保護者からも好評で「ぜひ続けて欲しい」「拡大してほしい」とのご意見をいただいています。また、小学校5・6年生でのマンツーマンオンライン英会話をはじめ、町費で数学と英語の専門講師を小・中学校にそれぞれ採用し、特別支援教育支援員も小・中学校合わせて12名配置するなど、手厚い教育が進んでいます。学力・学習状況調査においても佐賀県平均を上回るなど成果も出ており、今後も各種取り組みを継続して推進していきたいと考えています。一方、教育関係施設や文化、体育施設では、老朽化や機能性の課題などハード面で大きな節目を迎えています。施設をご利用いただく多くの皆さまのご期待、ご要望にお応えすべく維持管理、施設整備に努めてまいります。

引き続き多方面の皆様と知恵を結集し、大事にすべき「不易」を根底に据えながら、「流行」として時代が求める新しい知識や技術をバランスよく取り込み、町民の皆様が安定した日常生活の中で、安定感とワクワク感を併せ持ち、生きがいを求め充実した人生を送られますよう、期待と信頼に応える教育行政を進めてまいり所存でございます。

2 主要な施策について

○主要な施策について

平成31年度教育関係の主要な施策につきまして、「上峰まちづくりプラン」後期分野別計画の施策体系に沿いながら申し上げます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

①交通安全・防犯

■ 交通安全意識の高揚

通学福祉バス（のらんかい）が更なる交通の利便性向上のため、通学バス、施設間循環バス、乗合タクシーの新形態になります。その中で通学バスは登校時北回りが1台増えて2台体制になり、南回りの1台とともに遠距離通学児童の交通安全が確保

されます。乗車マナーの指導に努めるとともに、新入学児童には入学後早い時期に、上級生とともに交差点の渡り方などの体験指導を実施します。

■ 地域ぐるみの安全環境づくり

KSSP（上坊所青少年サポートパトロールの会）による地区パトロール、上峰町商工会青年部子供見守り隊や各地域の皆様による交差点での登校指導、老人クラブ等のボランティア団体や保護者による小学校内の巡回、地域のおじさんおばさん及び110番の家活動や町及びNPO法人の青色防犯パトロール車による町内パトロールなど、地域ぐるみでの安全環境づくりを継続して推進します。

②消防・救急・防災

■ 防災・減災体制の強化

中学校において国の補助事業を受け、生徒の東日本大震災現地への視察研修、校内での防災教育を実施いたします。また、児童生徒の安全を守るため、小学校で大雨対策避難訓練を実施します。さらに、2学期には小・中学校において、地震・火災避難訓練を消防署の指導のもとで実施します。

2. 人が輝き文化が薫る教育・文化のまち

①学校教育

■ 生きる力を育む教育活動の推進

町立の小学校及び中学校が各1校という状況を生かした小中連携教育を推進し、「生きる力」を育む教育活動の一層の推進に取り組みます。グローバルな人材育成の観点で重点的に取り組んでおります英語、数学、理科につきまして、県費教職員に加え町費講師を小・中学校に配置し、さらなる基礎学力の定着並びに活用力の向上を図ってまいります。小学校においては、小学5・6年生の外国語活動の時間に実施しているマンツーマンのオンライン英会話を継続して取り組みます。5年生20コマ、6年生20コマの発話時間を確保し英語に慣れ親しむ環境作りを推進します。さらに中学校では、中学1年生及び3年生を対象に実施している放課後補充学習につきまして、スタディクーポンを引き続き発行することにより、地域の学習塾をはじめ、各種習い事など生徒・保護者の希望に寄り添ったきめ細かい学習支援を行います。また、町内の小・中学生の英語力の向上を目的に英語検定料の補助を継続して実施します。さらに、中学生が自主的に学習を行っている地域未来塾をはじめ、小学生を対象とした放課後子供教室など、学校と地域が連携して児童・生徒を支援してまいります。いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置した教育相談体制について、継続して推進します。障がいを持つ児童生徒が自己実現に向け地域において自立し、安全安心な生活を送ることができるよう、特別支援学級で学び合う障がい者支援教育をさらに充実します。通常学級に在籍する障がいを持

つ児童生徒に対しても、一部の授業時間に特別な個別的指導を行う通級指導教室も国の加配を活用し引き続き開設します。特別支援教育支援員につきましては、小学校に8名、中学校に4名配置し、きめ細かな自立的支援を行うとともに、児童生徒が共に学び合う教育環境を整備します。入学時健康診断をはじめ、小・中学校において児童生徒、教職員を対象に各種検診を実施します。自校式学校給食の再開に続き学校給食の無償化、おいしい給食の取組など、安全安心な学校給食の提供と充実にさらに努めるとともに、小学校入学祝い金の支給など、保護者の教育費の負担軽減及び子育て支援を推進します。子どもの貧困の連鎖防止の施策として、小・中学校の低所得者世帯に対する要保護・準要保護就学援助制度につきまして、広く周知し制度活用を推進します。

■ 学校施設・設備の整備充実

小学校北校舎の空調設備の整備を行います。その際、それぞれの教室の状況に応じ、きめ細かい調整ができるよう個別空調設備を導入いたします。小・中学校の校舎内のすべてのトイレを洋式化するとともに、温水洗浄便座方式を導入し、児童生徒の心身の健康面についても配慮してまいります。中学校体育館の音響設備を整備いたします。様々な式典をはじめ、文化発表会などでも明瞭な音声が届けられるよう調整してまいります。

②生涯学習

■ 生涯学習関連施設の適正管理・利用促進

町民センターの適正管理及びサービスの向上に努め、利用促進を図ります。老朽化してまいりました空調設備、音響設備、中央監視装置等について改修を行います。町民センターの利活用の推進とともに、夏休みのラジオ体操放送の誘致に努め、より一層の文化活動を推進してまいります。ふるさと学館につきましては、町民ニーズに即した蔵書の充実、読み聞かせによる子どもの集いの場、生涯学習拠点としての機能強化を図ります。また、小・中学校図書館と連携し、「家読」の促進、ブックスタートによる親子・各家庭での読書習慣の定着に向けた取組を行い、施設の利用促進を図ります。地域の皆様の学べる場所づくりについては、図書館の活用や学習スペースの確保など地域で守り育てる環境づくりを推進します。

■ 特色ある講座・教室の開催

子どもの広場やふれ愛・粋いきセミナーなど、子どもから高齢者までを対象とした町民センターの様々な講座・教室につきましては、多様化する町民のニーズや本町の特性、社会の変化等を踏まえ、引き続き特色ある講座・教室の開催に努めます。

③青少年健全育成

■ 家庭・地域の教育力の向上

家族と地域の共同活動の充実に向けて、地域行事の活性化やコミュニケーションの充実に向けた環境づくりを進めます。また、青少年が地域の中で自主性や社会性を育むことができるよう世代間の交流の充実を図ります。

■ 青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年サマーキャンプやジュニアリーダー研修で体験・交流活動を通じて、人と人の関わり・責任感・自主性などを学び、社会に貢献できる人材の育成の充実を図ります。

④スポーツ

■ スポーツ施設の整備充実

老朽化が進んでいるテニスコートの照明施設改修を行います。中央公園の多目的広場につきましては、屋根付きベンチを増設し利用者の環境向上を図ります。体育センターをはじめとする各スポーツ施設につきましても、利用促進に向けた適正な維持管理と管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

■ スポーツ団体・指導者の育成

体育協会をはじめ自主的なスポーツ団体の育成・支援に努めます。また、指導者の発掘・活用、資質向上を図り、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を促進します。気軽に楽しく体を動かす場として、総合型スポーツクラブ「ふれあい友遊かみみね」の自立に向けた育成・支援に努め、健康的で元気な町民の増加を目指します。

⑤芸術・文化財

■ 文化財の保存・活用

指定文化財の適正な保存及び維持管理を行うとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても、調査体制充実により発掘調査等を推進し、その保存・活用を図ります。八藤丘陵の太古木の保存整備につきましては、将来の調査公開を視野に入れた太古木保存活用計画策定を受け、太古木の保存活用整備を図ってまいります。また、伝統文化継承活動につきましては、4年振りに「天衝」の勇壮な舞で奉納される米多浮立、碇・江迎・中村地区により稚児舞を奉納する西乃宮浮立などの保存継承活動の支援を平成31年度においても行ってまいります。特に、文化団体の自立に向けた取組をサポートしてまいります。歴史公園（古墳公園・堤土畠跡公園）の適正な管理運営を行ってまいります。また、古墳公園の環境美化活動を実施されております「都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団」の活動につきましても、引き続き支援してまいります。

■ 町史の編さん

より多くの人々が本町の貴重な歴史・文化や風土に親しめる機会を増やし、次世代に継承していくため、町史編纂基本計画や年次計画に基づいて、原稿のとりまとめ、編集、整理等を着実にを行い、読みやすい町史づくりに取り組んでまいります。

以上、平成31年度「上峰町の教育」の主要施策を申し上げました。町民並びに町議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。有難うございました。

○議長（中山五雄君）

これで教育長の教育方針は終わりました。

お諮りいたします。日程第5．議案一括上程の前に、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時44分 休憩

午前11時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第2号 上峰町中小企業・小規模企業振興基本条例。

小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）の制定に伴い、中小企業・小規模企業振興を図るため、本条例を制定するものです。

平成31年3月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第3号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、上峰町職員の給与に関する条例（昭和26年上峰町条例第42号）の一部を改正するものです。

平成31年3月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第4号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、特別職の給与条例（昭和40年上峰町条例第3号）の一部を改正するものです。

平成31年3月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第 5 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上峰町条例第89号）の一部を改正するものです。

平成31年 3 月 7 日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第 6 号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

労働基準法（昭和22年法律第49号）の一部改正に伴い、本町条例の一部を改正するものです。

平成31年 3 月 7 日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第 7 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正に伴い、本町条例の一部を改正するものです。

平成31年 3 月 7 日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第 8 号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、本町条例の一部を改正するものです。

平成31年 3 月 7 日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第 9 号

平成30年度上峰町一般会計補正予算（第 4 号）

平成30年度上峰町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,648千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,946,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越し
て使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成31年3月7日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第10号

平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,338千円を減額し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ1,065,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第11号

平成30年度上峰町後期高齢者医療補正予算（第4号）

平成30年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところに
よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ857千円を減額し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ105,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日 提 出

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第12号

平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成30年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ603,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第13号

平成31年度上峰町一般会計予算

平成31年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,190,472千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年3月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第14号でございます。

議案第14号

平成31年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成31年度上峰町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ938,742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年3月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第15号

平成31年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度上峰町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,303千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年3月7日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第16号

平成31年度上峰町土地取得特別会計予算

平成31年度上峰町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年3月7日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第17号

平成31年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成31年度上峰町の農業集落排水特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ558,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成31年3月7日 提出

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第18号 町道路線の認定について。

井手口地区、屋形原地区及び下津毛地区の3地区内の道路を町道として認定するものです。

平成31年3月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

以上、17議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より17議案、一括上程されました。

補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○産業課長（日高泰明君）

皆様、おはようございます。私のほうから議案第2号 上峰町中小企業・小規模企業振興基本条例につきましての補足説明をさせていただきます。

条例制定の目的ですが、本町内の企業の多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の雇用と経済を支え、その発展に寄与するとともに、まちづくり等においても地域社会の担い手として重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、人口減少や少子・高齢化、経済活動のグローバル化、そして特にICTを中心とした技術革新が急速に進展するなど、中小企業・小規模企業を取り巻く環境はかつてないスピードで大きく変化しているところでございまして、環境変化による売り上げや事業者数の減少、経営者の高齢化や後継者不足等の課題を抱えていることから、国におきましては中小企業振興基本法を制定し、これに基づく小規模企業振興基本計画により、中小企業・小規模企業を中心に据えた施策の充実を図っているところでございます。

この小規模企業振興基本法におきましては、地方公共団体の責務として、都道府県及び市町村においても小規模企業の振興に関する施策を策定、実施する責務が明記されておりまして、佐賀県におきましては、昨年、平成30年2月議会において、佐賀県中小企業・小規模企業振興条例を議決し、公布、施行しているところです。

本町におきましても、本町の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業の振興を図り、将来にわたり持続的に発展するまちづくりを進めていくための条例ということで、今回上程させていただくものでございます。

条例の中身でございしますが、まず第1条でございします。先ほども申し上げましたが、本町が発展するための重要な役割を中小企業・小規模企業が担っていることから、振興や市政に関する基本的理念とそれぞれの役割を明確にし、そして地域全体で支援する体制を構築して、

一体となって推進していくとした条例の目的を定めております。

第2条 中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援機関等の定義を定めております。

第3条 中小企業・小規模企業のみずからの創意工夫及び自発的な努力を尊重して、連携して意欲ある取り組みを推進するとした基本理念を定めております。

第4条 町が基本理念に基づいて行う基本的施策について、次に掲げる事業を基本とするとして、第1号から第13号まで定めております。

第5条から第8条におきまして、それぞれの役割等について定めております。

第5条 振興に関する施策を総合的に策定し、実施するとした町の責務を定めております。

第6条 自主的に経営の改善及び向上を図り、雇用確保や人材育成に努めるとして、中小企業・小規模企業の努力として定めております。

第7条 商工会等の中小企業・小規模企業支援機関につきまして、積極的な支援と町の施策について相互に連携して協力するとした役割を定めております。

第8条 町民の理解及び協力としまして、地域の活性化に寄与することを理解して、振興に関する施策に協力するとしております。

第9条 計画の策定及び見直しについての事項でございます。町総合計画に盛り込み、評価及び検証により、定期的に見直すこととしております。

第10条 意見の聴取等については、先ほどの見直しの事項とも関係するところでございますが、広く意見を聞いた上で検討し、より効果的な施策の策定及び実施に努めるとしております。

第11条 財政上の措置としまして、町は振興に関する施策を実施するため、必要な財源措置を講ずるものとしております。

最後に、第12条につきましては、規則等への委任事項でございます。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○総務課長（高島浩介君）

皆さん、おはようございます。私のほうからは議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の4議案について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第3号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、こちらの概要につきまして御説明をいたします。

佐賀県人事委員会のほうより、県の職員給与に関する報告及び勧告、こちらのほうが出されて、本町の一般職につきましても、佐賀県人事委員会の勧告に準じて給与等を改定するものでございます。

それでは、議案第3号のほうをごらんください。

内容といたしましては、1ページ、改正条文、こちらのほうの第1条でございますが、期末勤勉手当の支給月数を平成30年12月にさかのぼり0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分するものです。再任用職員につきましても同様に、支給月数を0.05月分引き上げ、勤勉手当のほうに配分するものでございます。

また、その下の別表第1、こちらの行政職給料表のほうでございますが、民間企業との較差を埋めるために、月例給を平成30年4月にさかのぼりまして、平均0.14%引き上げるといような給与表の全面改定でございます。

以上が平成30年度から実施されるものでございます。

ページは飛びますが6ページのほうをお願いいたします。

改正条文の第2条、こちらのほうは平成31年4月からは期末勤勉手当の支給月数を6月に0.025月、12月に0.025月分引き上げ、勤勉手当に配分するというものになっております。

再任用職員につきましても、同様に支給月数を6月に0.025月、12月に0.025月分引き上げ、勤勉手当に配分されます。

先ほども御説明をいたしました、第2条につきましては、下のほうの附則第1項のただし書き、こちらに記述しておりますとおり、平成31年4月からの内容となっております。

要約いたしますと、勤勉手当につきましては第1条で平成30年度は12月にさかのぼり、0.05月分の引き上げ、第2条で平成31年度以降は6月と12月の2回に分けて合計0.05月分引き上げるとい改正となります。

それでは、添付しております新旧対照表のほうをごらんください。

初めに、第1条関係で平成30年度の改正内容でございます。右側、現行の第19条第2項第1号の下のほうの「100分の90」を左の改正後の同じく第19条第2項第1号の下のほうの「100分の95」に改めます。

また、その下の第2号の再任用職員につきましては、100分の42.5を100分の47.5、こちらに改め、それぞれ12月分を0.05月分引き上げるものです。

下のほうに行きまして、行政職給料表(1)、2ページから7ページになりますが、平成30年4月にさかのぼり、給与を平均0.14%引き上げる改定でございます。

2ページのほうをごらんください。

右側が現行、左側が改正後になります。表の見方としましては、上段の職務の級が1級から6級に分かれておりまして、左側の数字が職務の級ごとの号給となっております。

例を挙げて御説明をいたしますと、1級格づけの職員では右側現行の1級5号給が147,100円、左側、改正後の同給で149,600円で2,500円の引き上げとなっております。

次に、4ページのほうをごらんください。

4級格づけの職員でございますが、右側、現行の50号給、欄の右から3列目、こちらが

4 級50号給ということになります。360千円、左側、改正後の同給で360,100円ということで100円の引き上げになっております。

今回の改正につきましては、若年層のほうを中心に引き上げるということになっております。

8 ページのほうをお願いいたします。

第 2 条関係で、平成31年 4 月 1 日からの内容でございます。

右側、現行の第19条第 2 項第 1 号の下のほうの「100分の95」を左の改正後の同じく第19条第 2 項第 1 号の下のほうの「100分の92.5」に改めます。また、その下の第 2 号の再任用の職員につきましては「100分の47.5」を「100分の45」に改め、それぞれ 6 月と12月の 2 回に分け、0.025月分ずつ引き上げるものです。

議案第 3 号につきましての説明は以上でございます。

続きまして、議案第 4 号、議案第 5 号の 2 議案につきましては、一括して御説明のほうをいたしたいと思えます。

国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律、こちらに準じまして、本町の特別職及び議会の議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、平成30年12月分の支給から実施するというものでございます。

それでは、2 議案のほうを代表いたしまして、議案第 4 号 特別職の給与条例の一部を改正する条例、こちらのほうで御説明をいたします。

内容につきましては、議案第 3 号同様、第 1 条は平成30年度の支給月数を引き上げる内容のほうを記述しておりまして、第 2 条につきましては、附則の第 1 項、ただし書きに記述しておりますとおり、平成31年 4 月 1 日からの内容でございます。

それでは、添付しております新旧対照表のほうをごらんください。

上段の第 1 条関係、こちらのほうは下のほうの12月分でございますが、平成30年12月の期末手当を0.05月分引き上げる改正でございます。

下段のほうの第 2 条関係、こちらのほうは平成31年 4 月 1 日からは、6 月と12月の期末手当、こちら 2 回に分けまして、0.025月分を引き上げるという内容になっております。

議案第 5 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、こちらにつきましても同様の内容でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 6 号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

今回、労働基準法の一部改正に伴いまして、時間外勤務に関する規定を改正するものでございます。改正条文としましては、第 8 条に次の 1 項を加えるということで、条例第 8 条に第 2 項として、時間外勤務に関して必要な事項を規則で定めるということを規定されたものでございます。

規則のほうに全面的に定めるということで、この規則の内容につきまして御説明をいたしたいと思います。

この規則のほうの改正内容につきましては、資料としておつけしております上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の新旧対照表、こちらのほうで御説明いたしますので、御参照いただきたいと思います。

新旧対照表、第6条関係でございます。右側、現行の第6条では条文中に時間外勤務という表現のほうがありませんが、左の改正後につきましては同じく第6条で時間外勤務という文言のほうを定義づけてあるものでございます。

下のほうに行きまして、左の改正後、（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）第6条の2。こちらが現行の第6条の2を第6条の3と置きかえまして、新たにこの1条をつけ加えるというものでございます。

概要としましては、職員の業務内容等の区分により、時間外勤務の上限等を定めるものとなっております。

初めに、職員の業務内容の区分について御説明をいたします。

改正後の第6条の2第1項第1号の次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員、こちらと次の2ページの中ほどになりますが、第2号の他律的業務（残業量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員という区分に分かれております。

それでは、また1ページのほうに戻りまして、第6条の2第1項第1号で次号に規定する部署、つまり先ほど御説明をいたしました他律的業務の比重が高い部署以外の部署に勤務する職員、こちらに該当する職員ということで、ア イに掲げる職員以外の職員については（ア）1カ月においては45時間、（イ）1年においては360時間とされております。

次の2ページのほうの上段になります。

イの1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員については、（ア）1年において720時間、（イ）、要約いたしますが、健康及び福祉を考慮して町長が定める時間及び月数とされております。

次に、第2号のほうでございますが、他律的業務の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員、こちらにつきましては、ア、1カ月においては100時間未満、イ、1年においては720時間、ウ、2カ月から6カ月の平均80時間、エ、1年のうち1カ月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数6カ月ということで規定をされております。

次の3ページのほうの第2項になります。

こちらにつきましては、大規模災害への対処などの特例業務に従事する職員、また町長のほうが定める期間において特例業務に従事していた職員についても、前項の規定は適用しないということで例外事項が示されております。

次に、第3項のほうでございます。規定を超えて時間外勤務を命ずる場合の職員への健康配慮等の規定となっております。

次の第4項につきましては、規約の中でうたわれていない規定外の事項への対応ということとなっております。

議案第6号の説明につきましては以上でございます。

以上で議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号について補足説明を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様、おはようございます。私のほうから議案第7号、議案第10号、議案第11号、議案第14号及び議案第15号の補足説明をさせていただきます。

議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例になります。お手元に議案第7号を御用意ください。

議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正が平成30年6月に公布されました。また、災害援護金については、平成30年地方分権改革に関する提案募集について、月賦払いがあったことに加え、東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合にあっても貸し付けが認められたこと等を踏まえ、所要の改正を行った災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたところであります。

これらのことを踏まえ、被災者支援の充実を図る観点から所要の見直しを行うものでございます。災害弔慰金の支給については災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条により規定された市町村の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害、その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めた災害となっており、費用負担の割合は国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となっております。

災害障害見舞金の支給については、災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障害があるときとされており、この費用負担の割合は国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となっております。

災害援護金の貸し付けについては、災害救助法による救助の行われる災害、その他の政令で定める災害とされており、所得の規準が定められております。貸付原資負担は国が3分の2、都道府県3分の1となっております。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第5条中の災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、生計を主として維持し

ていた場合にあっては「300万円」から「500万円」に、その他の場合にあっては「150万円」から「250万円」に改正するものです。

第10条中の障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては「150万円」から「250万円」に、その他の場合「75万円」を「125万円」に改正するものです。

2 ページをごらんください。

第13条中、災害援護金の限度額等についてですが、第1項第1号の療養に要する期間が、おおむね1カ月以上である世帯主の負傷について、かつ、いずれかに該当する場合で、ア、家財の損害及び住居の損害がない場合、「100万円」から「150万円」に、イ、家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合「180万円」から「250万円」に、ウ、住居が半壊した場合「190万円」から「270万円」に、エ、住居が全壊した場合「250万円」から「350万円」に、同項第2号、世帯主の負傷がなく、かつ、いずれかに該当する場合で、ア、家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合「100万円」から「150万円」に、住居が半壊した場合「110万円」から「170万円」に、ウ、エの場合を除く住居が全壊した場合「170万円」から「250万円」に、エ、住居の全体が損壊し、もしくは流出し、また、これと同等と認められる特別の事情があった場合「250万円」から「350万円」に改正し、同項に第3号を加えるものです。

3 ページをごらんください。

第13条第2項は、災害援護金の償還期間と措置期間になりますが、措置期間は、そのうち3年の後に括弧書き「（令第7条第2項括弧書の場合は5年）」を加える改正です。内閣総理大臣が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合となっております。

下段になります第14条の見出しを「利率」から「保証人及び利率」に改正し、同条中「災害援護金は」の次に「、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「延長の場合を除き、年3パーセント」を「延滞の場合を除き、年1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として「災害援護金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。」を加え、同条に第3項「第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けたものと連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。」を加える改正です。

第15条第1項中は、「又は半賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中、「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改めるものです。

この改正の施行日は政令施行日と同日の平成31年4月1日からとしているところであります。

続きまして、添付資料としまして、議案第7号に添付したもので、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に伴いましたところで、規則を改正する必要がございます

ので、その分の資料をあわせて添付させていただいております。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例施行規則の一部を改正する規則になります。借入入れの申し込みについて、保証人となるべき者に関する事項について改正するものです。

新旧対照表をごらんください。

第6条第1項第3号を削り、同項第4号中「保証人となるべき者に関する事項」を「保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号と改正するものです。

第9条中「保証人の連署した借用書」を「借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）」に、「及び保証人の印鑑証明書」を「の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」に改めるものです。

以上、資料について申し上げましたが、条例の改正をお認めいただきますと、規則についても改正ということになりますので、お示しをさせていただいたところでございます。

施行日は政令施行日と同日の平成31年4月1日からとしているところであります。

以上、議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

議案第10号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正額、計の順に読み上げていきます。

款の1. 国民健康保険税、補正額マイナス8,568千円、合計168,426千円。

款の3. 使用料及び手数料、補正額37千円、合計88千円。

款の5. 県支出金、補正額マイナス9,291千円、合計689,329千円。

款の6. 財産収入、補正額74千円、合計75千円。

款の7. 繰入金、補正額1,448千円、合計60,788千円。

款の9. 諸収入、補正額4,962円、合計6,545千円。

歳入合計、補正額マイナス11,338千円、合計1,065,703千円となります。

3ページをごらんください。

歳出。

款の1. 総務費、補正額マイナス730千円、合計7,689千円。

款の2. 保険給付費、補正額18,580千円、合計686,779千円。

款の3. 国民健康保険事業納付金、補正額マイナス8,331千円、合計250,374千円。

款の 6. 保健事業費、補正額マイナス1,602千円、合計14,717千円。

款の 7. 基金積立金、補正額76千円、合計20,076千円です。

款の 9. 諸支出金、補正額143千円、合計17,196千円。

款の10. 予備費、補正額マイナス19,474千円、合計68,858千円。

4 ページをごらんください。

歳出合計、補正額マイナス11,338千円、合計1,065,703千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の 3 ページをごらんください。

款の 1. 国民健康保険税、項の 1. 国民健康保険税、目の 1. 一般被保険者国民健康保険税ですが、被保険者数の減等により、医療給付分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分、それぞれ減額の見込みであり、6,252千円の減額補正となっております。

同項、目の 2. 退職被保険者等国民健康保険税です。退職者医療制度は、会社などを退職し、現在、老齢年金等を受給されている方が65歳になるまでの間加入する制度ですが、平成27年 3 月末に廃止をされ、これ以降、新規の対象者がふえることはなくなりました。しかし、平成27年 3 月31日までにこの制度に該当されている方は、その方が65歳になるまでの間は退職者医療制度の資格が継続するため、現在、経過措置により徐々に被保険者の減額補正とさせていただきます。

1 枚めくっていただきまして、4 ページをごらんください。

4 ページ中段、款の 3. 使用料及び手数料、項の 1. 手数料、目の 2. 督促手数料ですが、予算現計と比較して37千円の増額見込みとしております。

その下段にあります款の 5. 県支出金、項の 1. 県補助金、目の 1. 保険給付費等交付金、節の 1. 普通交付金ですが、町が行った保険給付費の実績に応じ交付されるもので、決算見込みによる調整となり7,153千円の減額補正となります。

下段になります同目、節の 2. 特別交付金ですが、保険者支援分について、平成30年 6 月18日付通知により申請を行った保険者努力支援制度交付額の32.7%相当額を特別調整交付金分（市町村分）と定めることとなりました。保険者支援分から1,320千円を減額し、特別調整交付金分（市町村分）へ1,320千円を増額し、組み替え補正を行うものです。

県繰入金（2号分）については、医療費適正化や保険事業の交付対象事業等の見直し及び実績において確定した交付額により2,138千円の減額補正となります。

5 ページをごらんください。

款の 6. 財産収入、項の 1. 財産運用収入、目の 1. 利子及び配当金ですが、基金運用益として74千円の見込みになる補正となります。

中段の款の 7. 繰入金、項の 1. 他会計繰入金、目の 1. 一般会計繰入金ですが、一般会計繰入金を実績見込みにより1,448千円としているところです。

下段をごらんください。

款の 9. 諸収入、項の 1. 延滞金、加算金及び過料、目の 1. 一般被保険者延滞金ですが、予算現額と比較して59千円の増額見込みとしております。

6 ページをごらんください。

款の 9. 諸収入、項の 3. 雑入、目の 1. 一般被保険者第三者納付金ですが、予算現額と比較して4,833千円の増額見込みとしております。

同項、目の 3. 一般被保険者返納金ですが、予算現額と比較して56千円の増額見込みとしております。

同項、目の 5. 雑入ですが、指定公費負担金、70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施分となりますが、予算現額と比較して19千円の増額見込みとしております。

下段の臨時職員の雇用保険料を 5 千円減額としております。

歳出のほうですが、7 ページをごらんください。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費ですが、実績の見込みにより節の 4. 共済費をマイナス96千円、節の 7. 賃金をマイナス380千円、節の12. 役務費をマイナス291千円、節の13. 委託料、第三者行為事務手数料を37千円の増額補正としております。

中段になります款の 1. 総務費、項の 2. 徴税费、目の 1. 賦課徴收费ですが、歳入で実測見込みとして計上している督促手数料の37千円を充当したため、財源変更によるもので、補正額はゼロ円となります。

下段になります款の 2. 保険給付費、項の 1. 療養諸費、目の 1. 一般被保険者療養給付費につきましては、20,000千円の増額補正としております。1 件当たりの療養給付費高額該当者の発生等によるものでございます。

8 ページをごらんください。

同項、目の 2. 退職者等療養給付費ですが、退職者医療制度は平成27年 3 月末に廃止されてはいますが、経過的に対象者が残存しており、その医療給付費の見込みが減額傾向にあるため、4,500千円減額としているところです。

同項、目の 3. 一般被保険者療養費ですが、補装具の給付や柔整費が増加傾向にあり、550千円としております。

中段をごらんください。

款の 2. 保険給付費、項の 2. 高額療養費ですが、目の 1. 一般被保険者高額療養費につきましては5,000千円の増額補正、目の 2. 退職被保険者等高額療養費につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、経過的に被保険者が残存しておりますが、医療費給付としては、さほど伸びがありませんでしたので、高額療養費は減少傾向にあり、1,160千円

の減額としているところです。

目の４．退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、予想よりも伸びが生じなかったため、50千円減額としているところです。

９ページをごらんください。

款の２．保険給付費、項の４．出産育児諸費、目の１．出産育児一時金ですが、実績見込みにより1,260千円減額としております。

中段になります款の３．国民健康保険事業納付金、項の１．医療給付分、目の１．一般被保険者医療給付分ですが、歳入にて計上している特別調整交付金分（市町村分）の1,320千円を充当したため、財源変更によるもので、補正額はゼロ円となります。

下段になります款の３．国民健康保険事業納付金、項の２．後期高齢者支援金分、目の１．一般被保険者医療給付分及び退職被保険者医療給付分につきましては、佐賀県の特別会計に納付しているもので、実績見込みによる一般被保険者医療給付分の7,640千円、退職被保険者医療給付分の36千円の減額となっております。

10ページをごらんください。

款の３．国民健康事業納付金、項の３．介護納付金分、目の１．介護納付金ですが、同様に佐賀県の特別会計に納付しているもので、実績見込みによる655千円の減額となっております。

中段になります款の６．保険事業費、項の２．保険事業費、目の１．保健衛生普及費、節12．役務費ですが、実績見込みによりマイナス54千円、同項、目の２．疾病予防費、節の４．共済費を２千円、同目、節の13．委託料をマイナス1,550千円としております。

下段になります款の７．基金積立金、項の１．基金積立金、目の１．財政調整基金積立金ですが、基金運用益76千円を積み立てることとしております。

11ページをごらんください。

款の９．諸支出金、項の１．償還金及び還付加算金、目の２．退職被保険者等保険税還付金をマイナス50千円、同項、目の７．療養給付費等負担金償還金を２千円、実績見込みにより計上しております。

中段にございます款の９．諸支出金、項の３．繰出金、目の１．一般会計繰出金ですが、191千円の補正としております。国保税収納率向上対策事業の確定額によるものです。

下段をごらんください。款の10．予備費、項の１．予備費、目の１．予備費ですが、給付費を調整するため、予備費から19,474千円を減額し、安定的な運営を確保したいと考えております。

以上、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（中山五雄君）

江島さん。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで休憩します。

お諮りいたします。ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、補足説明を再開いたします。

補足説明をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

私のほうから引き続きまして議案第11号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

議案第11号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）ですが、予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額マイナス571千円、合計74,762千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額6千円、合計8千円。

款の3. 繰入金、補正額マイナス246千円、合計25,668千円。

款の5. 諸収入、補正額マイナス46千円、合計1,262千円。

歳入合計、補正額マイナス857千円、合計105,301千円となります。

下段、3ページをごらんください。

歳出になります。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額マイナス817千円、合計100,818千円。

款の3. 保健事業費、補正額マイナス60千円、合計1,066千円。

款の5. 予備費、補正額20千円、合計520千円。

歳出合計、補正額マイナス857千円、合計105,301千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページをごらんください。

款の1. 後期高齢者医療保険料、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料ですが、246千円の減額としております。死亡、転出などにより減額補正となります。

同項、目の2. 普通徴収保険料につきましては、325千円の減額補正としております。額改定となった方や資格移動に伴う補正となっております。

中段にある款の２．使用料及び手数料、項の２．手数料、目の２．督促手数料ですが、当初見込みによる督促手数料が増加するため、６千円を補正しております。

下段の款の３．繰入金、項の２．一般会計繰入金、目の１．一般会計繰入金ですが、保険基盤安定繰入金の交付決定がなされ、246千円の減額としております。

続いて、５ページをごらんください。

歳出となります。

款の２．後期高齢者医療広域連合納付金、項の１．後期高齢者医療連合納付金、目の１．後期高齢者医療広域連合納付金ですが、保険料徴収見込み額及び保険基盤安定負担金の見込み額の変動により817千円の減額補正としております。

下段にございます款の５．予備費、項の１．予備費、目の１．予備費については、20千円を補正し、調整をした上で不測の事態に備えたい考えです。

以上、議案第11号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第14号 平成31年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御準備ください。

議案第14号 平成31年度上峰町国民健康保険特別会計ですが、予算書２ページ、第１表歳入歳出予算をごらんください。

第１表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款、金額の欄を読み上げさせていただきます。

第１表。

款の１．国民健康保険税170,003千円。

款の３．使用料及び手数料100千円。

款の５．県支出金677,970千円。

款の６．財産収入80千円。

款の７．繰入金60,492千円。

款の８．繰越金29,000千円。

款の９．諸収入1,097千円。

歳入合計938,742千円。

３ページをごらんください。

歳出でございます。

款の１．総務費9,174千円。

款の２．保険給付費660,373千円。

款の３．国民健康保険事業納付金247,350千円。

款の４．共同事業拠出金２千円。

款の６．保健事業費16,761千円。

款の 7. 基金積立金 1 千円。

4 ページをお開きください。

款の 9. 諸支出金 1, 278 千円。

款の 10. 予備費 3, 803 千円。

歳出合計 938, 742 千円となります。対前年度当初比では、マイナス 1. 8% としております。
被保者数等の減により療養給付費や保健事業費の減で予算的に縮小したことが考えられます。

次に、予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の 3 ページをごらんください。

歳入ですが、款の 1. 国民健康保険税、項の 1. 国民健康保険税、目の 1. 一般被保険者
国民健康保険税分の現年課税分は徴収率 95%、滞納繰越分は徴収率 20% を見込んで算出をし
ております。

3 ページから 4 ページにかけてになりますが、同項、目の 2. 退職被保険者等国民健康保
険税の現年課税分につきましては、対象者が 1 名分となっております。滞納繰越分は 20% を
見込んでいます。平成 31 年度では税率を上げず、現行税率を据え置くこととしてお
ります。

4 ページ中段をごらんください。

款の 3. 使用料及び手数料、項の 1. 手数料、目の 2. 督促手数料として、100 千円を計
上しております。

下段になりますが、款の 5. 県支出金、項の 1. 県補助金、目の 1. 保険給付費等交付金
ですが、節の 1. 普通交付金と節の 2. 特別交付金で構成されております。普通交付金は、
保険給付の実施、その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施のために交付されるもの
です。641, 907 千円。特別交付金は、市町の財政状況、その他の事情に応じた財政の調整の
ために交付されるものです。36, 063 千円を計上しております。

5 ページをごらんください。

款の 6. 財産収入、項の 1. 財政運用収入、目の 1. 利子及び配当金ですが、80 千円を計
上しております。

中段をごらんください。

款の 7. 繰入金、項の 1. 他会計繰入金、目の 1. 一般会計繰入金 60, 491 千円ですが、
一般会計からの繰り入れ基準に基づいた保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化
支援事業繰入金、事務費繰入金及び子どもの医療国保医療費繰入金となっております。

6 ページをごらんください。

款の 8. 繰越金、項の 1. 繰越金、目の 2. その他繰越金、前年度繰越金ですが、29, 000
千円を見込んでおります。

7 ページをごらんください。

款の 9. 諸収入、項の 3. 雑入、目の 1. 一般被保険者第三者納付金ですが、第三者行為に伴う納付金として1,000千円を見込んでおります。

8 ページをごらんください。

歳出になります。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費ですが、国において保険者努力支援制度を導入しており、医療費適正化の効果などに努力した、市町村、保険者を支援することを目的としております。雇用している臨時職員に係る経費を、国保医療適正化等の事務を担わせることで国の交付対象とし、一般財源の支出の抑制を図ることとしております。

ほか、国民健康保険団体連合会とのデータのやりとりや被扶養者の減免に係るシステム改修費等に係る経費を盛り込んでおります。

9 ページ下段をごらんください。

款の 2. 保険給付費、項の 1. 療養諸費、目の 1. 一般被保険者療養給付費559,912千円としております。

同項、目の 2. 退職被保険者等療養給付費1,765千円としております。

同項、目の 3. 一般被保険者療養費7,031千円としております。

同項、目の 4. 退職被保険者等療養費40千円としているところです。

同項、目の 5. 役務費2,292千円ですが、国保連合会に支払うレセプト点検等の手数料となっております。

下段になりますが、款の 2. 保険給付費、項の 2. 高額療養費、目の 1. 一般被保険者高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金83,550千円としております。

同項、目の 2. 退職被保険者等高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金80千円としております。

同項、目の 3. 一般被保険者高額介護合算療養費100千円としております。

11ページになります。

同項、目の 4. 退職被保険者高額合算療養費10千円としております。

款の 2. 保険給付費、項の 4. 出産育児諸費、目の 1. 出産育児一時金5,040千円の計上をしております。1人当たり420千円の算定です。

12ページをごらんください。

中段になります。

同款、項の 5. 葬祭諸費、目の 1. 葬祭給付費450千円ですが、1人当たり30千円の算定となっております。

下段になります。

款の 3. 国民健康保険事業納付金、項の 1. 医療給付分、目の 1. 一般被保険者医療給付分194,334千円及び目の 2. 退職被保険者医療給付分10千円につきましては、医療分として

佐賀県の特別会計に納付することとなります。

13ページをごらんください。

同款、項の２．後期高齢者支援金分、目の１．一般被保険者医療給付分41,447千円及び目の２．退職被保険者医療給付分10千円につきましては、医療分と同じように、佐賀県の特別会計に納付した後、後期高齢者医療制度に対する支援金となります。

同款、項の３．介護納付金分、目の１．介護納付金11,549千円ですが、佐賀県の特別会計に納付した後、前述の後期高齢者支援金と同様に介護納付金として納付するものです。

14ページ中段をごらんください。

款の６．保健事業費、項の１．特定健康診査等事業費、目の１．特定健康診査等事業費、節の３．特定健康診査委託料ですが、特定健診に要する委託料として5,454千円を計上しております。

15ページになりますが、同款、項の２．保健事業費、目の２．疾病予防費、節の13．委託料ですが、特定健診受診勧奨委託料1,500千円は、国保被保険者を対象とした健康インセンティブ事業としております。健康意識を高める取り組みを盛り込んでおります。いずれも特別調整交付金での算定が可能となるものとしております。

また、特定健診未受診者対策委託料は、特定健診を受診していない方などに受診を勧奨するものです。いずれの事業も受診率向上のための取り組みとしております。

同目、節の14．使用料及び賃借料450千円ですが、健診を受けた方が身体成分の分析結果を見える化するために機器を導入するものです。

16ページをごらんください。

中段、款の９．諸支出金、項の１．償還金及び還付加算金、目の１．一般被保険者保険税還付金については前年度と同様に1,000千円を、目の２．退職被保険者等保険税還付金については100千円を見込んでおります。

17ページをごらんください。

款の10．予備費、項の１．予備費、目の１．予備費ですが、不測の事態の際に使用する経費として3,803千円を見込んでおります。

以上、議案第14号の補足説明を終わります。

次に、議案第15号 平成31年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

議案第15号 平成31年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算書２ページ、第1表 歳入歳出予算をごらんください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款、金額の欄を読み上げてまいります。

款の１．後期高齢者医療保険料78,883千円。

款の２．使用料及び手数料２千円。

款の３．繰入金23,074千円。

款の４．繰越金１千円。

款の５．諸収入1,343千円。

歳入合計103,303千円となります。

３ページをごらんください。

歳出。

款の１．総務費397千円。

款の２．後期高齢者医療広域連合納付金101,066千円。

款の３．保健事業費1,159千円。

款の４．諸支出金181千円。

款の５．予備費500千円。

歳出合計103,303千円となります。対前年度当初比では0.5%の減となっております。

次に、予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の３ページをごらんください。

歳入ですが、款の１．後期高齢者医療保険料、項の１．後期高齢者医療保険料、目の１．特別徴収保険料44,934千円及び目の２．普通徴収保険料33,949千円については、調定見込み額によるところでの算定となります。

中段の款の２．使用料及び手数料、項の２．手数料、目の２．証明手数料及び督促手数料については、それぞれ頭出しのみの１千円計上をしております。

下段の款の３．繰入金、項の２．一般会計繰入金、目の１．一般会計繰入金、節の１．事務費繰入金につきましては900千円。

同目、節の２．保険基盤安定繰入金22,174千円につきましては、低所得者への保険料軽減対策に対し、県が４分の３、町が４分の１の負担を行い、財政基盤の安定を図るための一般会計からの繰入金となっております。

４ページ下段になりますが、款の５．諸収入、項の３．償還金150千円及び還付加算金30千円ですが、償還金及び還付加算金が発生した場合の後期高齢者広域連合からの受入金となります。

５ページをごらんください。

款の５．諸収入、項の５．受託事業収入、目の１．民生費受託収入1,159千円ですが、歳出の健康診査等の保健事業に伴う歳入となります。

続きまして、歳出になりますが、７ページ上段をごらんください。

款の２．後期高齢者医療広域連合納付金、項の１．後期高齢者医療広域連合納付金、目の１．後期高齢者医療広域連合納付金、節19．負担金、補助及び交付金101,066千円につつま

しては、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金の合算額を広域連合に納付するものでございます。

以上、議案第15号の補足説明を終わります。

以上、議案第7号、議案第10号、議案第11号、議案第14号及び議案第15号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうより、議案第8号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。お手元のほうに議案8号を御準備をお願いいたします。

この改正につきましては、法律で定められております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）におきまして、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）によりまして、現在、該当全児童へ交付しております支給認定証の交付基準におきまして、支給認定証は交付者からの申請があった場合のみ交付することが可能となっております。この支給認定証の任意交付化につきまして、内閣府令も一部改正が行われ、平成29年4月1日に施行ということになっております。

この一部改正に伴いまして、当町で制定しております上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上峰町条例第27号）でございますが——の中で、受給資格等の確認として第8条におきまして、法律の改正部分を準用しておりますので、国の一部改正に伴い町条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御準備お願いしたいと思います。

新旧対照表の右側のほうが現行の条例でございます。

第8条にございます下線部分が、現行、空欄となっております。その空欄部分に改正分を追加いたします。

左の改正後をごらんください。

まず、第8条の2行目でございますが、棒線の欄、「、必要に応じて」を条文の中に加えます。その下段でございますが、1つ下って、その下段から1、2、3段目までが空欄となっておりますが、そちらのほうに、「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加えるものでございます。

今後はこの改正に沿って受給資格等の確認につきまして適正な事務処理を行ってまいるところでございます。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日からの施行となりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議案第8号につきましての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第9号、議案第13号、議案第16号につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第9号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第4号）でございます。

予算書のほうの準備をお願いいたします。

まず、予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の1. 町税、補正額90,000千円、計1,427,575千円。

款の3. 利子割交付金、補正額700千円、計2,100千円。

款の6. 地方消費税交付金、補正額6,000千円、計176,000千円。

款の7. 自動車取得税交付金、補正額1,200千円、計6,800千円。

款の8. 地方特例交付金、補正額1,126千円、計7,426千円。

款の9. 地方交付税、補正額1,980千円、計811,932千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額、減2,504千円、計35,525千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額702千円、計77,515千円。

款の13. 国庫支出金、補正額、減24,493千円、計549,661千円。

款の15. 県支出金、補正額、減12,147千円、計313,154千円。

款の16. 財産収入、補正額5,760千円、計8,600千円。

款の18. 繰入金、補正額、減69,434千円、計5,363,146千円。

款の20. 諸収入、補正額、減6,538千円、計48,817千円。

歳入合計、補正額、減7,648千円、計15,946,286千円。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額、減262千円、計78,270千円。

款の2. 総務費、補正額125,133千円、計11,955,104千円。

款の3. 民生費、補正額、減47,403千円、計1,452,695千円。

款の４．衛生費、補正額、減21,820千円、計606,009千円。

款の６．農林水産業費、補正額、減19,854千円、計346,498千円。

款の８．土木費、補正額、減12,111千円、計316,300千円。

款の９．消防費、補正額、減2,836千円、計169,119千円。

款の10．教育費、補正額、減27,621千円、計548,190千円。

款の11．災害復旧費、補正額、減948千円、計17,825千円。

款の14．予備費、補正額74千円、計24,987千円。

歳出合計、補正額、減7,648千円、計15,946,286千円。

では、６ページをお願いいたします。

第２表 繰越明許費でございます。

款の11．災害復旧費、項の１．農林水産施設災害復旧費、事業名、林道災害復旧工事（九千部山横断線）、金額920千円でございます。こちらのほうは、隣接町における復旧工事の影響で被災箇所へのアクセスが困難なため年度内工事が見込めないことから、予算を次年度に繰り越しまして事業を行うというものでございます。

それでは、主な補正内容について御説明をいたします。

予算に関する説明書の３ページをお願いいたします。

２の歳入でございます。

上段から、款の１．町税、項の１．町民税、目の２．法人38,000千円。

その下でございますが、目の１．固定資産税52,000千円でございますが、各税目の現年課税分につきまして、収納見込み額と現計予算額との差を計上いたしましたものでございます。

下段のほうになりますが、款の６．地方消費税交付金、項の１．地方消費税交付金、目の１．地方消費税交付金6,000千円でございますが、こちらのほうは、県の試算のほうを参照した上で年度内の配分を見込みまして現計予算との差額を計上いたしましたものでございます。

ちょっと飛びますが、６ページをお願いいたします。

上段になりますが、款の13．国庫支出金、項の１．国庫負担金、目の１．民生費国庫負担金、節の４．施設型給付費国庫負担金、減額の4,456千円、こちらのほうにつきましては、保育所等の運営に関する経費に対して交付される国庫補助金でございますが、歳出の実績見込みに合わせて算定したものでございます。

同じページでございますが、項の２で国庫補助金、目の１．土木費国庫補助金、節の４．住宅費補助金で、社会資本整備総合交付金、こちらのほうは減額の3,191千円でございます。こちらのほうにつきましては、耐震診断や耐震改修に係る補助金の申請件数が見込みを下回ったためということと、もう一つ、公営住宅の家賃低廉化事業の実績というものに伴うものでございます。

続きまして、７ページをお願いいたします。

中段でございますが、同じく項の２．国庫補助金で、目の５．民生費国庫補助金、節の２．児童福祉費補助金で、説明欄の２項目め、保育所等施設整備交付金、減額の5,357千円でございます。こちらのほうにつきましては、認定こども園の施設整備の保育部分に対して交付される国庫補助金でございまして、実績見込みによる補正となっております。

続きまして、目の６．特定防衛施設周辺整備調整交付金、減額の5,878千円でございますが、こちらのほうは交付額の確定に伴うものでございまして、前年交付実績の比較におきましては、15.8%の減となります。

ちょっと飛びまして、９ページをお願いいたします。

款の15．県支出金、項の２．県補助金、目の４．農林水産業費補助金、節の１．農業費補助金で説明欄の１項目めでございます。農業委員会交付金32千円と、２項目め、農地利用最適化交付金3,733千円でございますが、こちらのほう、額の確定に伴う増額補正となっております。

歳出のほうでは、農業委員と農地利用最適化推進委員の農地利用最適化交付金、成果実績分というものの報酬に充当するものでございます。

同じページでございますが、目の５．教育費補助金、節の１．教育費補助金、説明欄の４項目め、認定こども園施設整備補助金、減額の4,987千円。こちらのほうは、認定こども園の施設整備の教育部分に対して交付される県の補助金でございまして、実績見込みに伴う補正となっております。

次、10ページをお願いいたします。

一番上段で、款の15．県支出金、項の３．県委託金、目の１．総務費委託金、節の５．県知事県議選挙委託金で減額の3,408千円でございます。12月に執行されました県知事選挙関連経費の精算による減額となっております。

同じページの下段になります。

款の18．繰入金、項の１．基金繰入金、目の１．財政調整基金繰入金、減額の90,000千円でございます。財源不足を補うため今年度247,048千円繰り入れを予算計上しておりましたが、90,000千円取り崩しを抑制するというものでございます。これにより当該基金の残高は１年前とほぼ同水準となりますが、主な基金の補正後の残高につきましては、歳出の項でお知らせをしたいと思います。

11ページをお願いいたします。

中段でございますが、款の18．繰入金、項の２．特別会計繰入金、目の１．農業集落排水特別会計繰入金23,154千円でございます。

下水道事業につきましては、地方公営企業の事業者として毎年消費税の申告が必要でございます。このうち、平成27年度から29年度までの３年間、こちらの消費税の納付額に疑念が生じたもので、所管課のほうへ申告内容の検証を求めておりました。今般、会計間繰り

入れに伴う特定収入の取り扱いについて、国税当局との協議が調いまして更正の請求という修正手続を経まして、3年分、合わせて23,246千円が還付をされております。このうち、還付加算金を除く本税部分を一般会計のほうに戻し入れるという内容でございます。

12ページをお願いいたします。

下段の款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入で、説明欄の下から3項目め、鳥栖・三養基西部環境施設組合派遣職員負担金で減額の4,100千円が計上されております。本町から組合は毎年1名派遣をいたしておりますが、今年度、30年度につきましては、再任用の職員を派遣しております。職員の人件費が当初見込みよりも減となりましたので、組合からの負担金というのも相当額が減額されたというものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

ちょっと飛びまして、16ページをお願いいたします。

これより基金の関係でございますが、後段になります。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金759千円でございます。基金の利息分を積み立てるというものでございますが、補正後の現在高につきましては522,766千円となる見込みでございます。

その下、目の9. 減債基金費、節の25. 積立金8,336千円でございますが、内訳といたしましては、余剰財源のほうから8,000千円、基金利息分336千円でございますが、補正後の現在高は220,467千円となる見込みでございます。

一番下の項から17ページにかけまして、目の10. ふるさと納税費、節の25. 積立金4,153千円で、ふるさと寄附金基金の利息分でございます。当該基金の予算上の現在高は4,064,563千円となりますが、今年度は65億円の寄附採納を前提とした算定となっておりますので、寄附の実績に応じまして変動が生じるものと、こういうふうに御理解ください。

中段になりますが、目の14. 公共施設整備基金費、節の25. 積立金130,465千円。内訳といたしましては、余剰財源のほうから130,000千円、基金利息分として465千円でございますが、補正後の現在高は408,725千円となる見込みでございます。

めくって行って、19ページをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の4. 選挙費、目の4. 県知事県議選挙費、目全体で減額の3,408千円となっておりますが、県知事選挙経費の精算によるもので、歳入のところで申し上げたように、県の交付金も同額減額となっております。

ちょっとめくっていただきまして、21ページ、中段をお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の3. 老人福祉費、節の20. 扶助費で、老人保護措置費、減額の4,075千円でございますが、養護老人ホーム入所者の措置に関する費用でございますが、実績を見込んだところでの減というふうになっております。

1枚めくっていただきまして、22ページ、上段のほうになりますが、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金、説明欄のほうで認定こども園施設整備事業補助金、減額の7,480千円、その下の保育所等施設整備事業補助金、同じく減額の8,035千円でございますが、こちらにつきましては、認定こども園や保育所の施設整備を行う事業者への補助金でございますが、当初見込みから事業実績が下回るということに伴う減額補正となっております。

同じ目で節の20. 扶助費、特定教育・保育施設型給付費で減額の12,000千円。保育所等の施設運営に要する費用関係でございますが、こちらのほうも実績を見込んで予算を減額するものでございます。

24ページをお願い申し上げます。

上段のほうになりますが、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の3. 母子衛生費、節の25. 積立金、子どもの医療費助成基金積立金、減額の9,345千円でございます。当該基金につきましては、当初予算では12,000千円の積み立てを予定して計上しておりましたが、特定防衛施設周辺整備調整交付金、こちらのほうが減額となりましたので、所要の調整を行いまして積立額のほうを減額するということといたしました。

続きまして、27ページをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金、農業集落排水特別会計繰出金、減額の23,250千円でございます。内訳につきましては、今年度の一般会計からの繰り入れを整理し、過大となるもの、こちらのほうが14,339千円ございまして、それに平成29年度の決算におきまして特別会計において生じた剰余金というものが8,911千円ございましたので、その合計額を今年度の繰出金から減額をするというものでございます。

なお、14,339千円の中には、平成30年、消費税の申告納付に備えまして予算計上いたしておったものの、不用となった分7,990千円が含まれております。

最後になりますが、29ページをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款の8. 土木費、項の5. 住宅費、目の1. 住宅管理費、節の19. 負担金、補助及び交付金で耐震診断分650千円、耐震改修等で2,727千円、それぞれ減額をしております。申請が当初の予定を下回る見込みとなったもので減額をするものです。

以上が議案第9号の補足説明となります。

続きまして、議案第13号 平成31年度上峰町一般会計予算、こちらのほうの補足説明をさせていただきます。

予算書の御準備をお願いいたします。

予算書のほうの2ページ、第1表 歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入のほうでございます。款ごとに金額を読み上げさせていただきます。

款の１．町税1,441,671千円。

款の２．地方譲与税29,700千円

款の３．利子割交付金2,300千円。

款の４．配当割市町村交付金3,400千円。

款の５．株式等譲渡所得割市町村交付金2,500千円。

款の６．地方消費税交付金176,000千円。

款の７．自動車取得税交付金6,800千円。

款の８．地方特例交付金6,900千円。

款の９．地方交付税772,753千円。

款の10．交通安全対策特別交付金1,739千円。

款の11．分担金及び負担金29,724千円。

款の12．使用料及び手数料76,817千円。

款の13．国庫支出金517,528千円。

款の14．国有提供施設所在市町村助成交付金8,086千円。

款の15．県支出金296,800千円。

款の16．財産収入 8 千円。

款の17．寄附金4,000,116千円。

款の18．繰入金3,537,496千円。

款の19．繰越金50,000千円。

款の20．諸収入42,162千円。

款の21．町債187,972千円。

歳入合計11,190,472千円。

次のページになります。歳出でございます。

款の１．議会費78,909千円。

款の２．総務費7,256,723千円。

款の３．民生費1,273,915千円。

款の４．衛生費595,604千円。

款の６．農林水産業費401,445千円。

款の７．商工費22,610千円。

款の８．土木費339,696千円。

款の９．消防費167,722千円。

款の10．教育費659,425千円。

款の11．災害復旧費51千円。

款の12．公債費384,372千円。

款の14. 予備費10,000千円。

歳出合計11,190,472千円。

次の8ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

2件ございまして、1件目、起債の目的は、公共施設等適正管理推進事業債、限度額65,000千円、起債の方法、普通貸借、または証券発行、利率、年4%以内、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他場合にはその債権者と協定するものというふうになっております。

2件目でございます。臨時財政対策債、限度額122,972千円で、起債の方法や利率、償還の方法につきましては、公共施設等適正管理推進事業債と同様となっております。

以上で議案第13号の補足説明は終わります。

続きまして、議案第16号 平成31年度上峰町土地取得特別会計予算、こちらのほうの補足説明をさせていただきます。予算書のほうの準備をお願いいたします。

予算書2ページ、歳入でございます。

第1表 歳入歳出予算。

款の1. 財産収入、金額11千円。

款の2. 繰入金1千円。

款の3. 繰越金1千円。

款の4. 諸収入1千円。

歳入合計14千円。

歳出のほうでございます。

款の1. 土木費13千円。

款の2. 予備費1千円。

歳出合計14千円。

当会計につきましては、予算の策定時点におきまして、公共用地の先行取得等、特段の要請がございませんでしたので、会計管理上必要な項目の頭出し予算ということで昨年と同様となっております。

以上で議案第16号の補足説明を終わらせていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案12号、議案17号及び議案18号について補足説明させていただきます。

まず、議案第12号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の補足説明でございます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

歳入。

款の1. 分担金及び負担金、補正額5,600千円、計11,700千円。

款2. 使用料及び手数料、補正額3,034千円、計147,771千円。

款4. 財産収入、補正額22千円、計23千円。

款5. 繰入金、補正額、減額23,250千円、計237,970千円。

款7. 諸収入、補正額23,245千円、計23,246千円。

歳入合計、補正額8,651千円、計603,274千円。

下段3ページをごらんください。

歳出でございます。

款1. 総務費、補正額14,471千円、計167,182千円。

款2. 事業費、補正額、減額70千円、計8,990千円。

款3. 公債費、補正額、減額1,000千円、計424,102千円。

款4. 予備費、補正額、減額4,750千円、計3,000千円。

歳出合計、補正額8,651千円、計603,274千円。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金、目1. 分担金、節1. 分担金5,600千円でございます。こちらにつきましては、前回補正以降、一般住宅29件の新規加入が発生しており、その新規加入の分担金となっております。

款2. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 使用料、節1. 処理施設使用料、説明欄、現年度使用料1,600千円及び過年度使用料1,434千円でございます。本年の決算見込み額によりそれぞれ増額補正となっております。

続きまして、款4. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金、節1. 利子及び配当金22千円でございます。こちらは農業集落排水事業減債基金の預金利子の実績額となっております。

款5. 繰入金、項1. 繰入金、目1. 一般会計繰入金、節1. 一般会計繰入金、減額23,250

千円でございます。今年度の新規加入分担金及び使用料の増など、特別会計の収入が増となる見込みであるため、一般会計からの繰入金について減額補正として計上しております。

1枚めくっていただきまして、4ページ。

款の7. 諸収入、項の1. 雑入、目1. 雑入、節1. 雑入23,245千円でございます。こちらにつきましては、平成27年度及び平成28年度の過去2年度分の消費税確定申告において、仕入れに係る歳入金の仕訳を誤って解釈したことが原因となり、納付すべき消費税の額が過大に計算されており、今年度において更正の請求を行った結果、消費税の還付分として23,154千円及び還付加算金として91千円が還付されております。年度ごとの詳細でございますが、平成27年度分が8,001,456円、還付加算金0円、平成28年度分が8,856,300円、還付加算金35,200円、29年度分が6,297,200円、還付加算金55,900円となっております。

続きまして、3、歳出でございます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、節12. 役務費、事業所等水質検査料減額126千円でございます。こちらにつきましては、下水道処理施設の水質が著しく悪化した場合に原因となる事業所を特定するために計上しているものでございますが、今年度においてそのような事案は発生していないため減額するものであります。

次にその下段、節15. 工事請負費、説明欄、量水器取替工事、減額589千円です。入札残の減額補正となっております。

次にその下段、節27. 公課費、説明欄、消費税及び地方消費税、減額7,990千円でございます。こちらは、消費税の価格が見込み額より大幅に少なかったことにより減額計上となっております。減額となった原因でございますが、歳入予算の説明と同様、29年度分の消費税確定申告において、過年度分の更正の請求と同様、仕入れに係る歳入金の振り分けを修正したことにより、納付する税額が少なくなったというものであります。

次にその下段、節28. 繰出金、説明欄、一般会計繰出金23,154千円。こちらは歳入のほうで御説明申し上げましたが、消費税及び地方消費税の還付金について一般会計へ繰り出すものでございます。還付加算金につきましては、特別会計の収入とするということで、本税の還付金の計上額となっております。

次にその下段、目2. 減債基金費、節25. 積立額、説明欄、農業集落排水事業減債基金積立金22千円でございます。

次に、款の2. 事業費、項の1. 事業費、目1. 事業費、節の13. 委託料、説明欄、農業集落排水施設坊所・前牟田地区機能診断調査委託料、減額70千円でございます。契約残の減額でございます。

次に、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目1. 元金、こちらは財源入れ替えに伴い表示されているものでございます。

次に、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目1. 利子、節の23. 償還金、利子及び割引料、

減額1,000千円でございます。

最後に、4. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費、減額4,750千円でございます。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号 平成31年度上峰町農業集落排水特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

今回の予算規模としましては総額558,600千円で、昨年度に比べまして17,639千円、率にしまして3.3%増の予算となっており、修繕費及び公債費の増が主な原因となっております。

それでは、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算をごらんください。

款、金額の順に読み上げて説明いたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

款1. 分担金及び負担金200千円。

款2. 使用料及び手数料146,091千円。

款の3. 県支出金3,650千円。

款の4. 財産収入1千円。

款の5. 繰入金266,305千円。

款の6. 繰越金1千円。

款の7. 諸収入2千円。

款の8. 町債142,350千円。

歳入合計558,600千円となっております。

下段3ページをごらんください。

歳出。

款の1. 総務費150,339千円。

款の2. 事業費8,078千円。

款の3. 公債費397,913千円。

款の4. 予備費2,270千円。

歳出合計、計558,600千円となっております。

1ページめくっていただきまして、予算書4ページ、第2表 地方債でございます。2本でございます。

1本目でございます。

起債の目的、下水道事業農業集落排水事業、限度額3,650千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年利4%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるという内容でございます。

その下段、2本目でございます。

起債の目的、資本費平準化債、限度額138,700千円、記載の方法、利率及び償還の方法につきましては、上段の下水道事業農業集落排水事業と同様でございます。

それでは、予算の内容について御説明させていただきます。

説明書の3ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。主なものについて説明させていただきます。

款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金、受益者分担金新規加入分200千円でございます。

款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料、節の1. 処理施設使用料、現年度使用料145,200千円でございます。前年度に比べて1,200千円の増額となっており、平成30年度分の加入件数の増によるものと思われまゝす。過年度使用料につきましては891千円を計上しております。

款の3. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 地域整備交付金、農山漁村地域整備交付金（機能強化事業）3,650千円でございます。切通地区の機能強化事業計画概要書作成業務に対する補助金となっております。

1枚めくっていただきまして、次のページ、上のほうでございます。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金264,209千円。

続いて、目の2. 農業集落排水事業減債基金繰入金2,096千円でございます。

次のページ、下のほうでございます。

款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の1. 下水道事業債3,650千円、切通地区の機能強化事業計画概要書作成業務分へ充当する分でございます。

その下段、節の3. 資本費平準化債138,700千円でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入同様、主なものについて説明いたします。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の11. 需用費、説明欄、1. 消耗品費3,042千円、前年度に比べて891千円の増額となっており、増額の要因は、切通地区に新規加入の予定があり、シンクユニットの在庫を保有しておりませんので、1個分の購入費分が増額となっております。

その下段、6. 修繕料17,100千円でございます。前年度に比べて9,100千円の増額となっており、増額の大きな原因としましては、前牟田処理場の圧送ポンプ更新費用7,400千円が主なものでございます。ほかに、三上処理場及び坊所処理場の汚泥引き抜きポンプ修繕6,700千円、その他各処理場及び中継ポンプ関係の修繕費として3,000千円計上しております。

続きまして、節の13. 委託料、説明欄、平成31年度下水道事業法適化基本方針策定支援業務委託料880千円でございます。現在、本町は公営企業の適用をされない特別会計で処理し

ておりますが、平成31年4月15日付の総務省通知により、平成35年度までに公営企業法適用の会計に移行することが定められております。移行に関する方針策定を行うため、業務委託を行うものであります。

続きまして、その下段、農業集落排水処理施設維持管理委託料121,281千円でございます。長期継続契約の最終年度となっております。

続きまして、その下段、下水道使用料徴収事務委託料4,499千円です。昨年に比べて192千円の増額となっており、件数の増及び消費税の増に伴う分でございます。

続きまして、節18. 備品購入費80千円でございます。宅内配管工事届け出書の保管用のキャビネット購入費として計上しております。

続きまして、節の27. 公課費700千円でございます。平成30年度事業分の消費税及び地方消費税の納税予定額でございます。

1枚めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の13. 委託料8,030千円でございます。こちらは切通地区の機能強化事業に伴う計画概要書を策定するため、業務委託経費でございます。

続きまして、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料343,962千円でございます。昨年度に比べて18,342千円の増となっております。

続きまして、次ページ上のほう、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 利子、節の23. 償還金、利子及び割引料53,951千円でございます。昨年度に比べて6,528千円の減額となっております。

以上、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号 町道路線の認定についての補足説明でございます。

お手元に議案書の準備をお願いいたします。

上峰町道路路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書添付資料の位置図の上のほうから路線ごとに御説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、その下につけております平面図のほうをごらんください。

まず、位置図の上のほうからでございます。

路線番号8265、路線名、グリーンレイクタウン3号線、起点は、大字堤字谷渡1651番86地先、終点は、大字堤字谷渡1651番164地先、延長168.5メートル、幅員4メートルでございます。この道路につきましては、所有者の方より寄附を受けた道路であり、屋形原東分のレイクタウン北東部から高速側道線へと連絡する道路となっております。

次に、位置図の中ほどでございます。

路線番号8264、路線名、緑ヶ丘団地3号線、起点は、大字坊所字二本谷2492番5地先、終

点は、大字坊所字二本谷2426番33地先、延長40.9メートル、幅員5メートルでございます。
この道路につきましては、現在、袋小路である道路と北側にある道路を接続することで、緊急時における車両の出入りが容易にできるようになるものであります。道路用地につきましては、寄附を受けており、現在、改良工事を進めているところでございます。

最後に、位置図の下の方でございます。路線番号8266、路線名、下津毛東南北線、起点は、大字坊所字四本谷2134番1地先、終点は、大字坊所字下津毛155番2地先、延長331.5メートル、幅員5メートルでございます。この道路につきましては、過去に実施した農村総合整備事業で整備を計画されていた路線の一部であり、未整備となっている区間でございます。下津毛集落の東側を南北に突き抜ける道路であり、開通後は生活用道路として十分に利用されるものと考えております。既に関係地権者の同意書を添付した整備要望書が地区より提出をされて協力体制も整っているところであり、早期完成を目指したいと考えております。

以上で議案第12号、議案第17号及び議案第18号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。補足説明が終わりましたので、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時17分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第6 議案第3号

○議長（中山五雄君）

日程第6. 議案審議。

議案第3号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結します。

日程第7 議案第4号

○議長（中山五雄君）

日程第7. 議案審議。

議案第4号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第4号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第5号

○議長（中山五雄君）

日程第8. 議案審議。

議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第9号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第9号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

それでは、補正予算書の説明の7ページをお願いします。

先ほど歳入のほうの国庫支出金の説明いただいて、この目の6ですね、特定防衛施設周辺整備交付金が5,878千円減額になっておるわけですが、これがですね、先ほどは先方の積算の結果というような形での説明だったかと思いますが、もう少し何か理由があるんじゃないかなというような気がしますもんですから、よければお聞きしたいと思いますが。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆さんこんにちは。創生室よりお答えを申し上げます。

こちらのほうにつきましては、九州防衛局のほうにも私どものほうで確認をしたところ、不明確な点も確かに多いんではありますけれども、人口点という算定指標があるそうです。

その数値がちょっと落ちているということで回答を得てございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

関係する市町としましてはね、お隣の吉野ヶ里にも関係するわけでありますが、他町のことを聞いてどうかと思いますが、うちも減額になったら向こう、同率で向こうも減額になっているのかな、どうかなというのもちっと気になりますが、その辺はわかりますでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

隣の町のことに関してはちょっと私どもでまだ把握はしてございません。ですので、ちょっとこちらのほうでも憶測での回答というのもできかねますので、その点については御了承いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の件わかりました。

で、もう一つ、これも念のためにお聞きしますけれども、この関係につきましては、例のオスプレイの空港配備に関係して駐屯地のヘリ隊の移設といいますかね、移動ということも言われておりますが、その前兆としてのということではないですよ、その辺ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

その点も含めまして私どもも確認を行っているところではございません。ですので、それに関しても憶測での回答は控えさせていただきたいというふうに思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

今の同僚議員の案件と同じ質問の中でですね、今まで予算化をさせていただいておってですよ、15.8%も減額ということはですね、我々から見て考えにくいんですよ、これは。だからですね、室長、説明しんさったけれどもですよ、理解する中でもですね、もっとやっぱり突っ込んだお願い事もするべきではなかろうかと思います。15.8%は大き過ぎるよ。今までには予算化してあったんだから。

我々、今まで長い議会生活の中で、駐屯地とのつき合いは長くしてきました。やっぱりですね、ドーナツ現象等々もかなりの議論をしてまいりましたけれども、防衛省は見てくれなかったんですよ。だからですね、こういったことはやっぱりしつこくという言葉が適切ではないかなとは思いますが、やはりもう少し御努力をさせていただくように強くお願いをして

おきたい。お願いします。

○町長（武廣勇平君）

何だかオスプレイの影響等を皆様方、御懸念されておられるようでございますが、特定防衛施設関連市町村として上峰町が認定を受けた平成23年で特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、その補償的性格を帯びたですね、環境整備法という法律に基づき離発着回数、あるいは面積要件、先ほど室長が申しました人口点等を鑑みて交付されているものであり、算定基準については、それらに基づいてですね、算定されているものと理解をいたしてございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（原田 希君）

先ほどからの関連でございます。この特定防衛施設周辺整備調整交付金については、額の変動があるというのは当初からお聞きをしておりました。で、今、町長も答弁をされました、積算の根拠となる数字が幾つかあるということでございますので、それはしょうがないんですけど、できれば努力して、先ほど言われた人口点ですか、そういったもの、ちょっと不勉強でどういったものかが今わからないんですが、もしそういう、何というですか、減少しているものを頑張って上げれるというような部分もあるのであれば、この特防に関しましては子供の医療費等にも使われていますので、頑張ってもしその数値を上げれる、その積算の根拠となるものがあるのであれば、ぜひお願いしたいなと、努力をお願いしたいなというふうに思っております。

○町長（武廣勇平君）

特定防衛施設関連市町村である本町としましては、周辺の離発着、あるいは騒音等の影響を回避していただきたいという趣旨で、当該防衛省等に要望を重ねて23年からこの交付金をいただいております。先ほど申しました、今回の減額理由とこの算定基準にあります離発着回数というのがありますけども、交付金の増額をお願いするという意味でいうと、離発着回数がふえなければ交付金の増額はできないわけでありまして、できるだけこの離発着の回数を減らし、騒音等を抑制していただきたいという趣旨でこれまで要望を重ねているところでございまして、もちろん調整交付金については、周辺市町村の対策のため重要な交付金であると同時に、そうした住民の影響そのものの回避をですね、抑制を図っていく趣旨で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

私のほうからは教育費ということで、ページ33ページでございます。

教育費の中学校費の中で、今回、支援員賃金、減額の1,294千円が減額されております。この減額につきましては、内容的にはですね、予定されている支援員さんが十分支援体制が整ったということでの減額かどうか、ちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうから、3番原議員の御質問でございます、ページ3ページ、款の10. 教育費、項の3. 中学校費、目の1. 学校管理費、節の7. 賃金、減額、△の1,294千円について御案内をいたします。

当初予算では5,536千円の予算に対して支出見込み4,242千円ということで、減額の1,294千円という御案内をさせていただいております。

これにつきましては、当初の予算は4名の支援員賃金の計画でございます。途中休職、また、年度途中で御都合により退職をされたことで、今回減額の1,294千円ということで提案をさせていただいております。

なお、現場につきましては、その他の支援員を初め、教職員のほうでカバーをしながら支援の必要な生徒に対応させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

先ほど退職等によりということでの説明があったんですけど、4名体制でできなかったから補完して教職員がしたということなんですけど、それで十分足り得たのかどうかですね。当然、人員が少なくなると支援体制がおろそかになりますので、ちょっと児童たちにですね、若干危険というか、そういうことでの落ち度とかもあるようには感じますけど、この点についてはですね、来年度の31年度も本年度の予算と同額の5,536千円ということで上げておられますので、当然、基本的には4名体制が最低限ですね、支援体制の必要性があったということで来年度も上げてあると思うんですけど、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

再度の御質問で、来年度当初予算につきましても御案内のとおり、4名分要求は出しております。現状としてはですね、車椅子のお子さんに1人、それから難聴のお子さんに1人、あと多動のお子さんに1人、その他もう一人ということで4名体制をとっております。実際、現場のほうでつききりは車椅子のお子さんに1人、それと難聴その他の複数のお子さんを1人で見ております。で、もう一人、本当に多動が必要だったお子さんは現在病院のほうで、ちょっと通学をされておられませんので、その分はカバーというか、援助が必要ではなくなったという現場の現状もあるところでございます。

なお、募集につきましてはですね、引き続きハローワークを通じてと、それから広報、町民だよりですね、それで広報、募集をかけております。そういう中で、なかなか現場のほうでの補充も応募がないという中で、来年の支援員の確保に向けて努力をしておるところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

それでやっぱり、この中で質問をいたしましたのはですね、やっぱり何かあって、ちょっと事故があってですね、その責任所在じゃなくて、もう一番は事故を遭われたお子さんのほうが被害者となるわけなんですけど、そのようなことがないようにですね、そういう欠員が生じた場合は早急に手だてをしていただくような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

貴重な御意見、本当にありがとうございました。来年に向けても支援員の確保に努めてまいりますので、よろしくお願いのほどをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

それでは、9ページをお願いします。

歳入のほうなんですけど、これは県支出金の関係、これは後の歳出のほうも関係あるわけなんですけど、15. 県支出金、項の2. 県補助金の目5. 教育費補助金で、明治維新150年記念さが維新交付金が、これが当初10,000千円来ていたやつが今回16.7%、1,667千円減ということになっているわけですが、一番最初のこの取り組む額として10,000千円というのは当然わかっていたと思うし、それを見越していろんな企画を計画されて取り組まれたと思いますが、最終的にはこれだけの減になったというのはどういうあれでなったものか、例えば、経費が安く上がったものか、それとも計画しとったのができなかった部分があったというようなものか、よければ教えていただきたいと思います。

○文化課長（中島 洋君）

8番議員、大川議員の御質問にお答えいたします。

款15. 県支出金、項2. 県補助金、目5. 教育費補助金の明治維新150年記念さが維新交付金、こちらのほうの交付金、当初予算10,000千円のうちの減額の1,667千円の分です。こちらのほうが、今、活字化業務委託のほうで約8,000千円、上峰町のほうのイベント業務委託で約2,000千円、あと、びょうぶの作成を約2,500千円で今事業を行っているところなんですけれども、当初、鍋島夏雲殿の顔写真等を模索いたしまして、ちょっと子孫の方の、平塚にあるんですけれども、そちらのほうまでちょっと搜索いたしましたけれども、顔写真等が

なく、ちょっとモニュメントをつくるという計画をしておりましたけれども、そこがちょっとできなくなったというところでこちらのほうの減額を、歳出のほうも減額しておりますけれども、減額をしているところです。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

ページ30ページになります。あ、済みません、ページ22ページでした。済みません。

22ページの民生費の目1の児童福祉総務費の中で、延長保育事業費補助金ということで減の814千円あっております。その中で、これにつきましては、国、県の補助ということで、当初予算を見ますと3分の1ずつ補助金があるようなんですけど、今回の3月補正においては、この814千円に相当する分の国、県の減額がですね、ちょっと国が減の17千円、県が減の271千円になっておりますので、その分の割合は一緒の額ということでちょっと思っておりましたけど、これがちょっと額が違うんで、この説明をお願いしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

原議員の御質問でございます。3の民生費、2の児童福祉費、1の児童福祉総務費で、節の19でございます。延長保育事業補助金。で、こちらについて、議員おっしゃいましたとおり、補助率につきましては、延長保育事業につきましては補助率としては一緒でございます、3分の1、3分の1、3分の1でございます。で、ただですね、延長保育の、要するに時間帯ですね、例えば、要するに午前から、午前中の30分の延長保育、それと今、午後の延長保育の30分をやっておられるところが2園ございます。それと今、1園だけが1時間の時間帯を実は持っておられております。そういった形で延長保育に対してその時間、時間での補助率というのが加算をされるところがございますので、その分の収入見込み額から現予算額を差し引いた額を減額させていただいているということでございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、ちょっと今の説明ではですね、時間帯によって国と県の補助が違うという意味合いですか。

○住民課長（福島敬彦君）

済みません、議員の御質問、延長保育が実際30分の時間帯でやっておられる園が2園ございます。それは、ひよこ保育園とひかりこども園が延長保育は30分でございます。あと1園のかみみね幼稚園認定こども園さんが1時間の延長保育をされております。で、そういったところで、延長保育の時間の配分というところで補助率が変わってまいりますので、そのところの調整でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

結果的には国と県の時間帯によっての補助率が違う。ちょっと繰り返しなんですけど、歳出が最終的に1,400千円になって、県のほうは3分の1に補助になっているんですけど、国のほうがならないということは、その時間帯によって国と県の取り扱いが違うという認識でよろしいですか。

○住民課長（福島敬彦君）

補助率としてはですね、要するに国庫、県費、それと市町村の持ち分というのは、もう基本的に3分の1ずつということになります。で、一緒でございます。要するに補助の率としては、補助割合としては一緒です。

○3番（原 直弘君）

ちょっと歳出が最終的にこの減で1,400千円なんですよね、そして、県費見ると最終的に466千円でこの3分の1になっているんですけど、国が今回の3月補正でマイナス17千円です。720千円来ようになっているので、ちょっと国の割合のほうが相当高くなっているんですよ。それでちょっと今の質問をちょっと続けているわけなんですけど、よろしいですか。

○議長（中山五雄君）

答弁はいかがですか。

○住民課長（福島敬彦君）

申しわけございません。

国庫の分の17千円の減の分でございます、議員が御質疑ちょっとされているのは。（発言する者あり）

国は次年度に精算をいたします。そして、国の申請時の額は6月の申請となっております。で、県は実績による変更申請の額ということで、12月に申請をいたします。で、そういったことで国と県の補助率といいます、そこが変わってまいりますところ、要するに精算、国が精算時期が次年度でございますので、そこで変わってまいります。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今の最終的には国のほうが次年度の精算ということで、この差が生まれるという理解でよろしいですか。はい、わかりました。

○住民課長（福島敬彦君）

そのとおりでございます。済みません、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

済みません。12ページの目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、補正がマイナス4,074千円、これ丸々抜けて計が0になりますけれども、どういったことで0になるんでしょうか、なったでしょうか。

○文化課長（中島 洋君）

9番寺崎議員の御質問にお答えいたします。

款の20. 諸収入、項の3. 受託事業収入、3の埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、こちらのほうは過去の受託事業のほうのお金を業者さんのほうからもらってやる事業という形の過去の事業の分なんですけれども、こちらのほうを今4,074千円の分のうちの2,000千円は当該年度半分です。約半分は当該年度の分で、緊急的に発掘、受託事業を発掘調査する分です。あとの半分の分が過去の分です。

で、結局、全額落としているというお話だと思います。こちらのほうは当初、もちろんその半分の分ですね、過去の分というのを試みようとしておりましたけれども、現在のちょっと発掘調査という、別の町内発掘調査ですね、実際、専用住宅とか、そういった住宅分の発掘調査、試掘部分のところが数が多くなり、そちらのほうまでちょっと行くことができなかったということが現状です。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

先ほどから質問が出ていましたけれども、この7ページの特定防衛施設の予算ですけども、かなり減額になっていますけれども、これはオスプレイとか、そういうことじゃなくて、やっぱり今、尖閣諸島、八重山群島、あの辺が中国からのかなりの防衛、戦闘機が飛んだり潜水艦が通ったりして、非常に国としても防衛していかにやいかんということで、大変、防衛省は大変だろうと私は思います。その予算をかなりそっちのほうに使う関係で私の推測ではいろんなことが少しずつ削られてきたんじゃないかなろうかなと、そういうことは勝手に思っているわけですが、そういうことはないでしょうかね。憶測ではちょっと話できないと思いますけれども、何かありましたら、はっきりした理由があったら教えてもらいたいというのと、16ページの節の上から、工事請負費のところでは庁舎の洋式化工事が上がっておりますけれども、金額はさておいて、洋式化工事の計画があると思いますけれども、何%ぐらい今進んでいるのか、ちょっとお答えしてもらいたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員から御質疑ございました7ページのほうの特定防衛施設の周辺整備調整交付金ですけれども、大変申しわけございませんが、先ほど議員お察しのとおり、なかなか憶測で回答するのは難しいだろうと思いますし、あと、国防に関しましては国の専権事項でもありま

すので、その重点内容等々につきましては私ども地方自治体のほうでなかなか聞き及ぶところではございませんので、なかなか回答に苦慮することでございますので、御承知のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○財政課長（坂井忠明君）

田中議員の御質問でございます、総務管理費のところの工事請負費、庁舎1階の東側トイレ洋式化工事に関する御質問だったかと思いますが、ちょっと手元に何台あるかというのが持っておりませんが、一応東側のほうにですね、庁舎の東側のほうにつきましては、一応終わったと。で、真ん中のほうは基本的には多目的トイレということで身障者の方も利用できるようなやつもございます。そういったところは終わっています。で、逆に終わっていないというのが庁舎でいう西側のほうの列のほうがちょっと終わっていないというのと、別館のほうも含めて終わっていないので、6割程度は終わったんじゃないかなというふうには思っております。

それとあと、暖房の便座ですかね、そちらのほうに改良した分もございますので、大分進捗のほうはしたかなと思います。あとちょっと時間見ましてですね、全体の工事費の関係等、鑑みまして工事のほうはですね、ぜひとも早目に進めていきたいなとは思っております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

そしたら、21ページをお願いします。

3の1の5．介護予防費のところ、13節の委託料で健康インセンティブ事業委託がもう約半分減額になっていますね、それと同じく今度は4の1の4ですか、の13．委託料でも健康インセンティブ事業関係が約70%減というふうになっていますが、この辺については健康予防でということでの取り組みだったかと思いますが、意外と残が、マイナスが大きいものですから、その辺どうしてかなという感じしますが、いかがでしょう。

○健康福祉課長（江島朋子君）

大川議員の御質問の款の3の民生費、項の1の社会福祉費、目の5の介護予防費の委託料の健康インセンティブ事業の委託料、それから続いて款の4の衛生費、項の1の保健衛生費、目の4の健康増進事業費、節の13の委託料の健康インセンティブ事業委託料について減額補正をしている内容の御質問だと思います。

当初見込みとしましては健康インセンティブ事業として健康、運動のほうへつなぐということで積算をしておりましたけれども、見込みよりも実績のほうが少なかったということでございます。クーポンによります健康食品ですとか、健康グッズの歩数計などの回収は現在

まだ80%を超したぐらいの実績にはなっております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

これは、本当にせっかくな事業を予防的に取り組むということが今前提として、いろいろやってもらっていますので、見込みが外れたと言えればそれまでなんですが、できればもう少しPR等々に力を入れてもらって、今80%はという話だったんですが、できれば100により近づくように今後も積極的に取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ありがとうございます。来年度も予算を計上させていただいていることから、引き続きまして、平成30年度が初年度だったということもありまして、また来年度はさらに強化をしながら事業を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

支出の30ページでございます。消防費になります。款の9の消防費、その中で、目の2の消防施設費の中で、委託料、13の委託料ですね、消防格納庫移転新築設計委託料、これにつきましては、全額1,000千円減ということでなっていますので、その経過等々を説明いただきたいと思います。

○総務課長（高島浩介君）

先ほどの原議員からの御質問で、消防の格納庫移転新築設計委託料ということで1,000千円を全額減額しております。この委託料につきましては、消防団の第3部格納庫の移転の新築設計委託料ということで、当初、坊所団地東側の町有地、こちらのほうに建設をするということで計画をされておりまして、30年度の当初予算で計上をされておりました。しかし、その後、住宅地が立て込んでいる、また、坊所団地の住民のほうからも深夜の消火活動、こちら等でかなりうるさいんじゃないかというような苦情が出るというような可能性があるということで、今回、もう一回見直しをというようなお話がありましたので、消防委員会のほうにまたお諮りをいたしまして、その中で検討を行っていくと、もう一回用地の選定については検討を行うということで検討をしておりましたが、今回、町長のほうの施政方針のほうでもございましたとおり、できれば坊所団地の駐車場に使用していくということで決定がなされたところでございます。

用地の選定については一からのやり直しということで、今回につきましては設計予算のほうを全額減額をしているというところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

先ほど、先般、地域の状況ということでのお話でありましたけど、この計画が出されたのはやっぱり必要性ということで予算を計上されたと思うんです。それで、いこうの計画についてですね、31年度の予算は多分計上されてなかったかと思うんですけど、その消防委員会の開催等を経てですね、予算化になるかと思うんですけど、その計画についてありましたらお答えいただきたいと思います。

○総務課長（高島浩介君）

今後の計画につきましては、今、補正予算の審議ということで、現段階ではちょっと減額補正をして、31年度からにつきましては、今後、まず第一の計画としては、私どもの考えとしましては、まず用地を決定すると。まず用地の決定なくして先のほうは、農地等々であれば当然御存じのとおり農振除外等も発生をしてくるかと思うしますので、今後の具体的なスケジュールについてはまだ全くできていないという状況でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

大体、経過ですね、それから、今後の計画についてわかりましたけど、当然、迅速にこういう計画は対応していただきたいと思います。なぜなら、やっぱり住民の生活を守る上でですね、消防活動は大変重要なものだと思っておりますので、とにかくそこにも力を入れていただいてですね、迅速に対応していただくという形でお願いしたいと思います。

以上です。

○総務課長（高島浩介君）

今の議員のお言葉どおり、できるだけ迅速な対応をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

済みません。じゃ、次にいってですね、22ページお願いします。

3の2の2の20、節の20、扶助費、これは児童手当なんですが、ここに6,900千円ほど減ということになっていますが、この児童手当というのは大体もう0になるべきものじゃなかろうかなという感じがしとったもんですから、6,900千円とちょっと大きい金額なもんだから、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

議員おっしゃいますとおり、本来見込みでずっと、5年程度の平均の見込みでずっと算定をしております。しかしながら、どうしても自然動態が入っておりますので、前年度の実績

による見込みということで前年度がかなり多くて補正をさせていただいた経緯がございます。そういったことを見込んでちょっと多目にやはり予算化をしておりました。で、ちょっと過大見積もりということもございますが、ちょっとこれは自然動態がどうしてもありますので、ちょっと足りないということでは困りますので、ちょっと大きく見積もっていたという経緯で、実績見込みによる減額ということで御理解をいただければと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

30ページをお願いしたいと思います。

目の2ですね、今、3番議員さんと質問の中でですよ、答弁をよく聞いてみますとですね、これ1,000千円の予算は早くついているわけね。で、マイナス補正というのに疑問が僕は思います。場所選定の問題だったと思うんですが、予算をね、つけるからには場所はきちっと決めてやってもらわなきゃ。そして、あとはまだ何もまだわからないというようなことじゃ、やっぱりできないんですよ。行政ね、総務課長そがんでしょう。予算を1,000千円組んで土地が決まらなかったからマイナス補正と。あり得ないですよ。予算をつけたらですね、やっぱりいろいろな問題あったと思うんですが、やっぱりこういったことはきちっとやっていただきたいですね。消防というのは我々の安全を確保していただく、いろいろな問題に御協力いただいて、これには町長も力入れてあるんですよ、消防にはですね。だから、やっぱり課長さんたちがもっとしっかりしていただかないと、これできないですよ。今までも議論をしていますから、どこにつくるといふ、第3部はですね。そこら辺はですよ、もう少し御努力をしていただかないと。そうしないと質問をですね、同じことを何回もせんばいかんごとなる。今後そういうことのないようにしていただくように強く要望しておきます。

○総務課長（高島浩介君）

先ほど、今言われたとおり、用地について十分な検討がなされていなかったと申しますか、そういう形で今回減額することについては申しわけないと思っております。

で、以後の用地選定等々につきましては、先ほども申したとおり、まず用地が決まらないと先に進まないということですので、慎重に行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

そしたら、次に28ページお願いします。

8の4の1. 用悪水路費の請負費の関係なんですが、これは当初、30年当初予算の説明の

折には用悪水路2本を工事するというふうなことで説明あっていたかと思いますが、今回、半分ですね、2,000千円減ということでありますが、仮に1本できたとして、あと1本がどうしてもできないという状況になったときには、そのほかにも水路整備をしてほしいというところもあるはずだと思うものですから、わざわざ流すじゃのうして、そっちのほうに振り向けてでけんやったつかなという感じがしますが、その辺いかがですか。

○建設課長（三好浩之君）

今、大川議員のほうから御質疑があっております補正予算のほうでの28ページ、用悪水路費の中の減額の2,000千円の件でお答えいたします。

当初予算の中では4,000千円計上させていただきまして、2本計画しているということでお話を確かにさせていただいておりました。で、その場所の設計等をやる中で、工法的に見直しをかけたほうがいいということで内部的に設計を見直したところもありまして発注時期がおくれたことで、ちょっと入札不調という事態を招いたところで1本減額という形で落とさせていただいている事態であります。

今御質疑がありましたほかのところに向けられなかったかということでございますけども、この箇所につきましては、今申しましたとおり、工法変更等をやる上で設計を進めておりましたので、ほかのところでの検討というとはやっていないのが実情でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

今のことの関連で、その水路だけでなく道路もそうなんですが、どんなでしょうかね、せつかくその年に予算を確保してた、そしてやろうと思った。しかし、いろんな理由があつてできなかった。で、今言う残額が、多額の残額が出たといった場合には、そのほかにもまだすべきところがあるならばそっちに振り向けて、できるだけ現計予算を有効利用するという形で取り組んだがいいんじゃないかと私は思うわけですよ、わざわざ流すよりも。だから、その辺がもっと臨機応変にというか、できないだろうかなという感じがするわけですが、その辺はいかがでしょうかね。

○建設課長（三好浩之君）

今の大川議員の御質疑の中で、ほかに向けるようなことができないかということでの御質疑かと思いますが、私も事業をやる上で、設計等をやった中で、入札という手続を踏んだ中で事業発注をやっているという状況です。で、当初から計画をしている分に関しまして設計というのをその年度内でやりながら発注している分も多々ございます。

近年ですね、入札に関しましては落札不調という形のものが増えてきておりまして、ことしに関しましては第3・四半期以降に関しましては2度、3度、また業者選定を変えて

4度というような入札を行っているのが実情でございます。

来年以降、来年の話を申し上げると申しわけないんですけども、第2・四半期までに改良系の工事、側溝整備等、そういった、何と申しますかね、舗装以外のような工事に関しましては第2・四半期までの発注をするということで、今、職員も一生懸命なって設計を進めております。

で、ことしに関しまして、去年からでもございますけども、入札不調ということで、それ発注しようと思っても発注ができない状況が起きているのが実情ということを御理解いただきたいと思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

収入の部なんですけど、ページ5ページでございます。

中段の款12. 使用料及び手数料の中で、今回、中央公園駐車場使用料ということで、これも全額の144千円の減額がなされておりますけど、どこを見込まれてこの予算を計上されていたかですね。今回減に至った経緯とか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

ページ5ページ、款の12. 使用料及び手数料、項1. 使用料、3. 教育使用料の節3. 保健体育施設使用料の説明の中で、中央公園駐車場使用料につきましてです。

この予算、30年の予算を当初組むときに中央公園に駐車場を借りたいという御相談がございました、うちのほうにですね。で、庁舎内を調べてみますと大体1台当たり2千円の使用料を取っていましたもので、その同等額掛けるの6台、6台を借りたいということであってました。それを12カ月分の144千円ということで上げてました。で、打ち合わせをしている、予算はこれで上げさせていただいたんですけども、実際許可申請とかですね、そういう手続をしている間のところで、その借り手さんのほうが公共性の高い業者さんで、例えば、例えばとか、その借り手さんがジッパーといいまして、上峰町の庁舎のほうも当然とめられていますけども、それと同じ流れということがちょっと理解できましたもので、ちょっと今回、使用料を取らずに同じ手続しようという形でとらせていただきました。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、その判断はもう最近まであつてなかったということですかね。今回、3月補正で減額ということなんですけど、その辺をお願いします。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

この判断は実際4月にそういう判断をしておりました。実際6月でも落とすべきところやったんですけども、今回になってしまいました。どうも済みませんでした。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第10号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第10号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

済みません、説明の9ページお願いいたします。ここの2の4の1. 出産育児一時金なんですが、19節. 負担金、補助、これが今回1,260千円ですか、減ということになっていて、これも見込みが外れたといいますか、それより少なかったということでありましょうが、30年度の出生児どれくらいおんなさったか、よければ教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま大川議員の御質疑であります款の2の保険給付費、項の4の出産育児諸費から目の1の出産育児一時金でございます。1人当たり420千円の13名ということで当初予算を計上させていただいておりました。30年度の決算見込みで10名の実績がございます。で、13名計上しておりましたので、減額は3名分の1,260千円となっております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

じゃ、参考のためにお尋ねしますが、この30年、1年間で10人ということですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

対象となられます方が国民健康保険の対象者となっておりますので、社会保険ですとか共済費の方はまたそちらの保険者のほうからお支払いがあるということになってございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

申しわけない、聞き方が悪かったですね。

じゃ、全体で30年の出生児はどれくらいいらっしゃいましたかね、わかりますか。わからなかったら後から結構です。

○議長（中山五雄君）

執行部、答弁は。

○健康福祉課長（江島朋子君）

30年の出生された数ということでございますが、済みません、ちょっと住民課のほうとも聞き取りを行いまして、後で御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「じゃ、議長、済みません、もう一つお願いします」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

それでは次ですね、同じく8ページですね、8ページの2の2の1．一般被保険者高額療養費の負担金、補助で、今回5,000千円ほど追加になってますが、このことは、ちょっとわからないまま聞いて申しわけないですが、難病関係の治療費とかでの増額かどうか、その辺ちょっと教えてもらいたいんですが。

○健康福祉課長（江島朋子君）

大川議員より御質疑がありました款の2の保険給付費、項の2の高額療養費、目の1の一般被保険者高額療養費でございますが、今回5,000千円を計上させていただいております。補足説明のときにも御説明をさせていただきましたが、1件当たりの療養給付費で高額の対象の方がいらっしゃる。なので、難病の患者の方が特定というわけではございませんで、ある一定の限度額以上の超えた療養給付費の方の対象の給付費となっております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第11号

○議長（中山五雄君）

日程第11．議案審議。

議案第11号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案11号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第12号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

議案第12号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

3ページをお願いいたします。

歳入のほうなんです、1の1の1. 分担金が5,600千円ですか、先ほど説明では29戸ということでしたが、この新規加入の方は処理場としてはどの処理場に関係する人たちか、教えてもらいたいんですが。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうからの御質疑で、受益者分担金新規加入5,600千円の加入の処理場はどこかということでの御質疑でございます。

まず、こちらのほうで5,600千円でございますけども、分譲住宅が24件、それと一般住宅が2件、事業所が2件ということで、分譲住宅につきましては坊所処理区の24件でございます。一般住宅につきましては三上処理区が1件、それと坊所処理区が1件、あと事業所でございますけども、三上が1件、坊所が1件、合計28件ということになります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、今報告いただいたように、坊所処理区、三上処理区に関係する方々ということとありますが、今御案内のとおり、この役場周辺ですね、宅地造成が大分されてまして結構戸数もふえる、今後ふえる状況にありますが、そういう中で、今度はこの処理場の能力、少し多目に能力的に整理はしてあると思いますが、そういう中でこういうふうにだんだんふえていけば、その辺もまた再度能力強化といいますか、せんといけんじゃないかなという感じもするわけなんです、その辺いかがでしょう。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうからの御質疑で、人口がふえていくのであれば処理場についてもまた機能強化をする必要がないのかということでの御質疑かと思えます。

現在、坊所処理区の坊所処理場に関しましては、平成26年までの間に1回、機能強化をやっております。で、そこで処理槽を4,600人ですかね、ぐらいまでの大きさにやっておりますので、今のところ数値上は、決算書に添付しております加入状況の表がございますけども、あの中では数値上は超えた状態になっておりますけども、使用水量的なものから計算すると若干の余裕はまだございますので、その点ではまだ大丈夫じゃないかなというところでは思っております。

あと、三上処理場のほうでございますけども、三上処理区に関しましても今のところまだ

大丈夫な状態で運営しておりますので、今のところ早急に、近々に機能強化をというような状態ではないと考えております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第13号

○議長（中山五雄君）

日程第13. 議案審議。

議案第13号 平成31年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま審議中の平成31年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なし認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なし認めます。よって、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで、委員長に就任されました寺崎太彦君の就任の御挨拶をお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。ただいま平成31年度予算特別委員会委員長に指名されました寺崎太彦です。大変重く受けとめております。皆様の御承知のとおり、本町の財政はまだまだ厳しい状況下にあると思っております。

皆様方の御協力をお願いし、慎重に予算審議をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ありがとうございました。

日程第14 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第14. 討論・採決。

議案第3号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合によって3月8日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なし認めます。したがって、3月8日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なし認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時44分 散会